



令和 6 年度

整備主任者法令研修資料



監修

東北運輸局宮城運輸支局

発行

一般社団法人 宮城県自動車整備振興会

目次

整備及び検査関係

1、大型車の車輪脱落防止	1
2、自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について	12
3、遵守事項	27
4、燃料電池自動車等に関する別添	30
5、審査事務規程の一部改正について（第54次改正）	40
6、審査事務規程の一部改正について（第56次改正）	41
7、審査事務規程の一部改正について（第57次改正）	42
8、ヘッドライト測定範囲変更お知らせ	43
9、OBD検査について	45
10、OBD検査システム利用事業者の各種申請等における取扱について	76
11、持込み検査を行う際の注意事項	86
12、重量税確認システム	88
13、納税証明書の有効期間の取り扱いについて	99
14、窓口からのOCR記入時、検査受験時のお願い	100

振興会・商工組合関係

1、第57回「整備需要等の動向調査」集計結果について	103
2、指定工場の皆様へ OBD検査開始に伴い指定整備記録簿の様式が変更になります	118
3、「自動車整備標準作業点数表（FAINES）」における作業項目及び作業点数の追加掲載のお知らせについて【OBD検査等の対応】	120
4、ETCセットアップ店 新規募集のご案内	121
5、自動車整備業賠償共済保険のご案内	122
6、「てんけん安心見舞金」制度のご案内	123

整備及び検査関係

1,大型車の車輪脱落防止

《発表記者会:青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会
秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年10月1日
東北運輸局

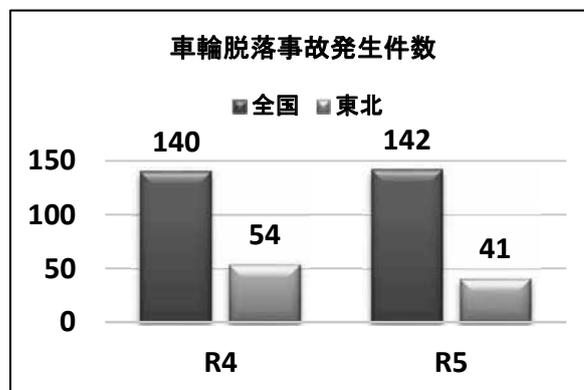
防ごう大型車の車輪脱落事故

東北地域の令和5年度に発生した大型車の車輪脱落事故発生件数は、前年度より13件減少したものの、依然として全国ワースト1の状況となっています。この状況を踏まえ、東北運輸局では10月から2月末までの5か月間を「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」として、各種取り組みを実施します。

1. 東北運輸局管内の令和5年度大型車※1の車輪脱落事故の発生状況(速報値) (詳細は「別紙1」参照)

- ◆ 事故発生件数は41件(前年度比13件減)。
- ◆ 41件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが21件。
- ◆ 41件のうち、40件が大型貨物自動車によるもの。
- ◆ 車輪脱落箇所は左後輪に集中している。

※1 大型車:車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

車輪脱落箇所が左後輪に集中し、多くは車輪脱着作業後1か月以内に脱落している傾向を踏まえ、スタッドレスタイヤに履き替える時期にあわせ、各種取り組みを実施します。

【主な取り組み】

- ◆ 大型トラックの運転者を対象とした、「休憩後」「食事後」「荷扱い後」等、運転席に乗り込む前に左後輪の状況をチェックする、「走る前、左後輪点検キャンペーン」の実施。
- ◆ 車輪脱落事故防止のポスター、チラシ※2、適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画等を用いた、事故防止対策の周知徹底。
- ◆ 大型車のホイール・ナットの取付状況を確認する「街頭点検」を各県で実施。

【実施期間】

令和6年10月1日～令和7年2月28日

※2 チラシは別紙2参照



(令和5年度の街頭点検の様子)

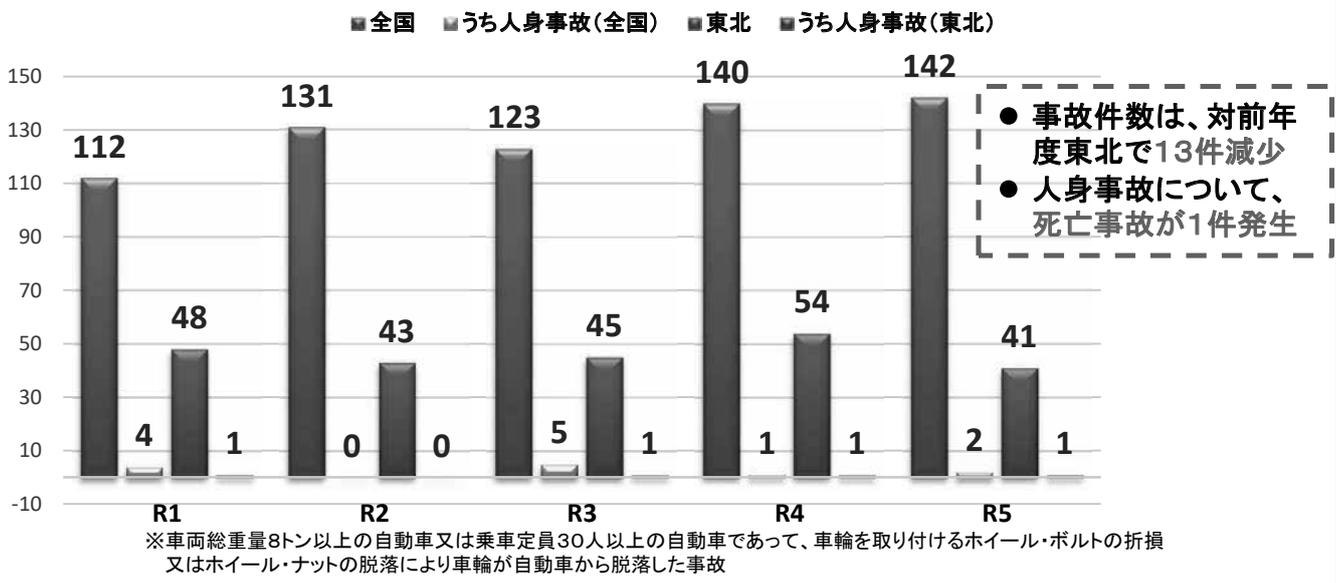
〈問い合わせ先〉



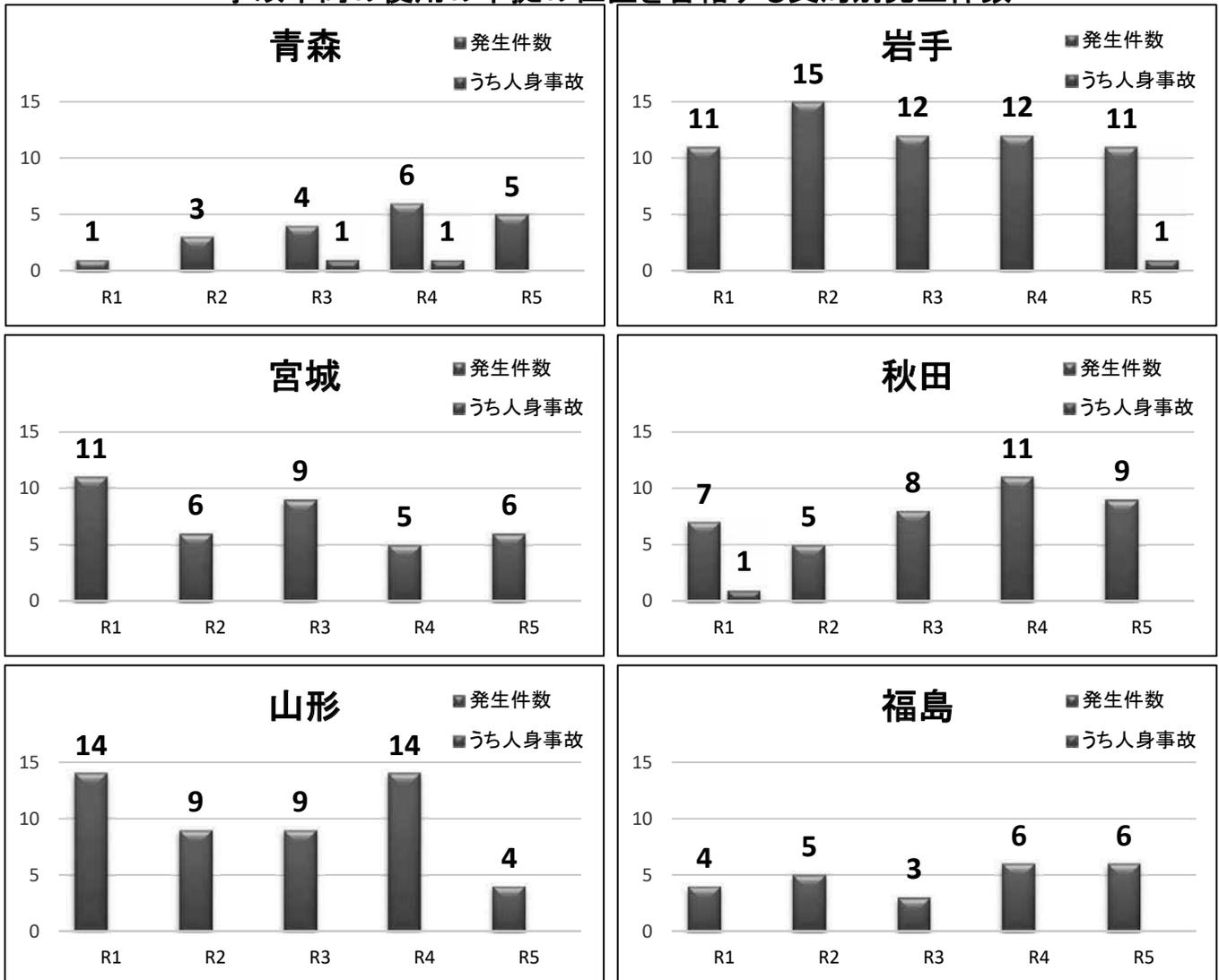
なくそう! 車輪脱落

東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課 渡邊、阿部
保安・環境調整官 鈴木、中村
TEL:022-791-7534

大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移



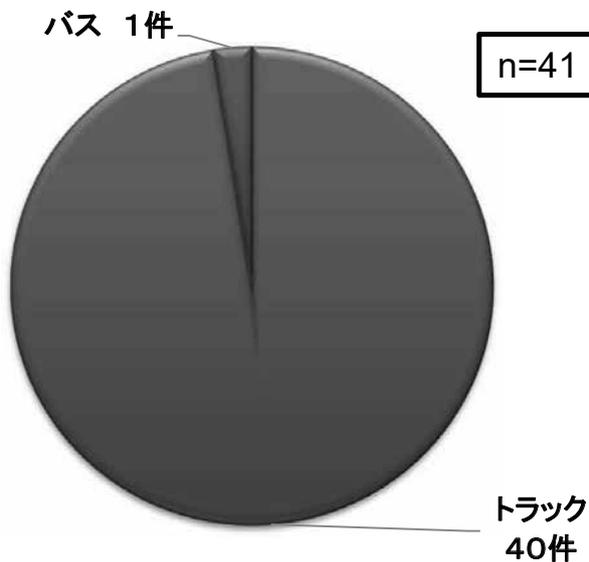
事故車両の使用の本拠の位置を管轄する支局別発生件数



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

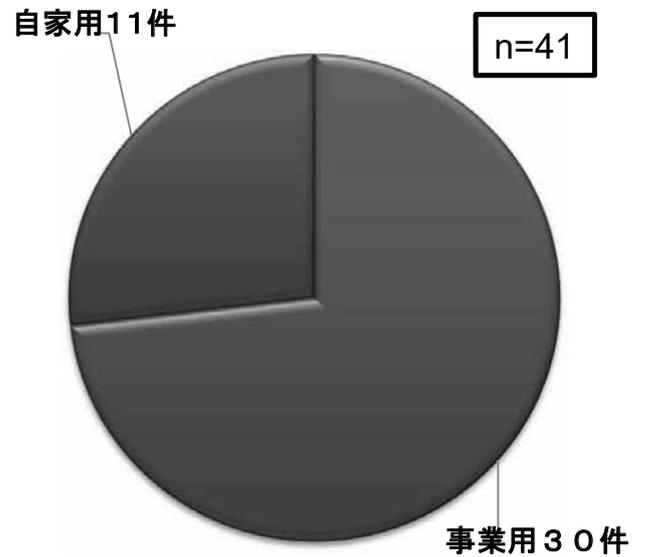
東北管内車輪脱落事故発生状況（令和5年度）

業態別発生件数 （大型バス・大型トラック）



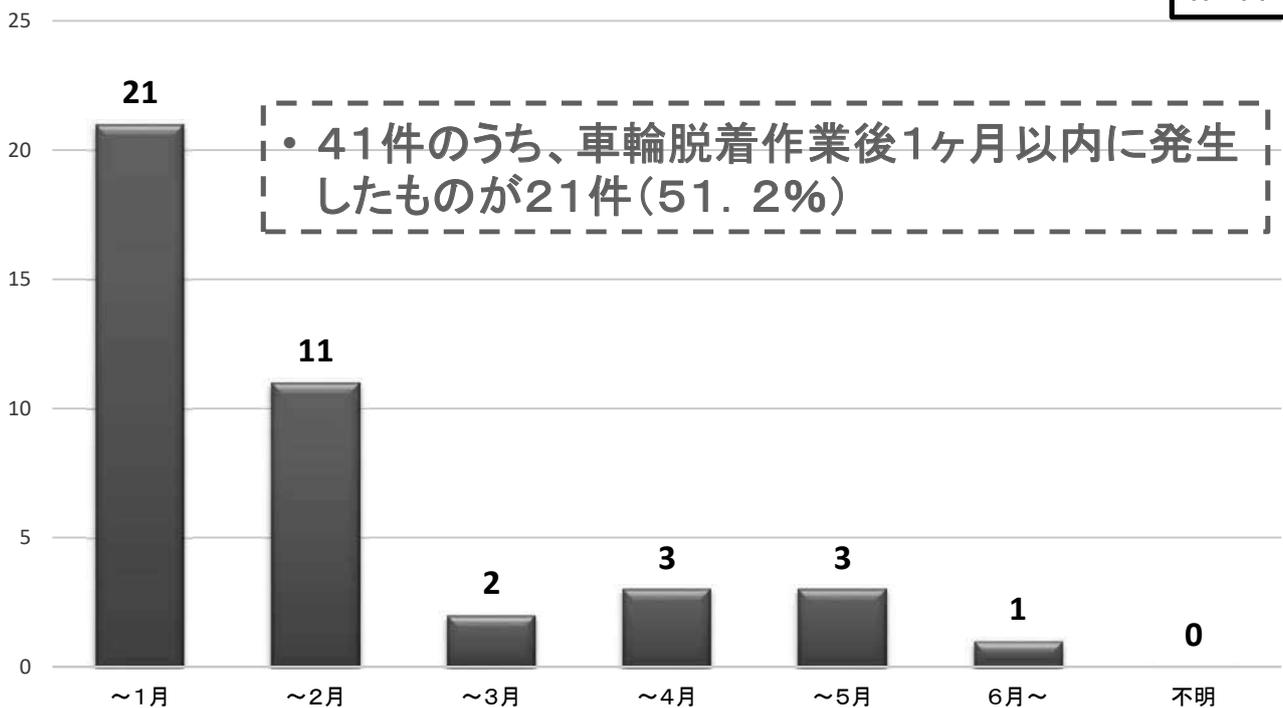
・ バスでも1件発生しているが、
ほぼトラックが脱落している

事業用・自家用別発生件数



・ 前年度から事業用が11件減少
・ 自家用が2件減少

車輪脱着作業から事故発生までの期間別発生件数

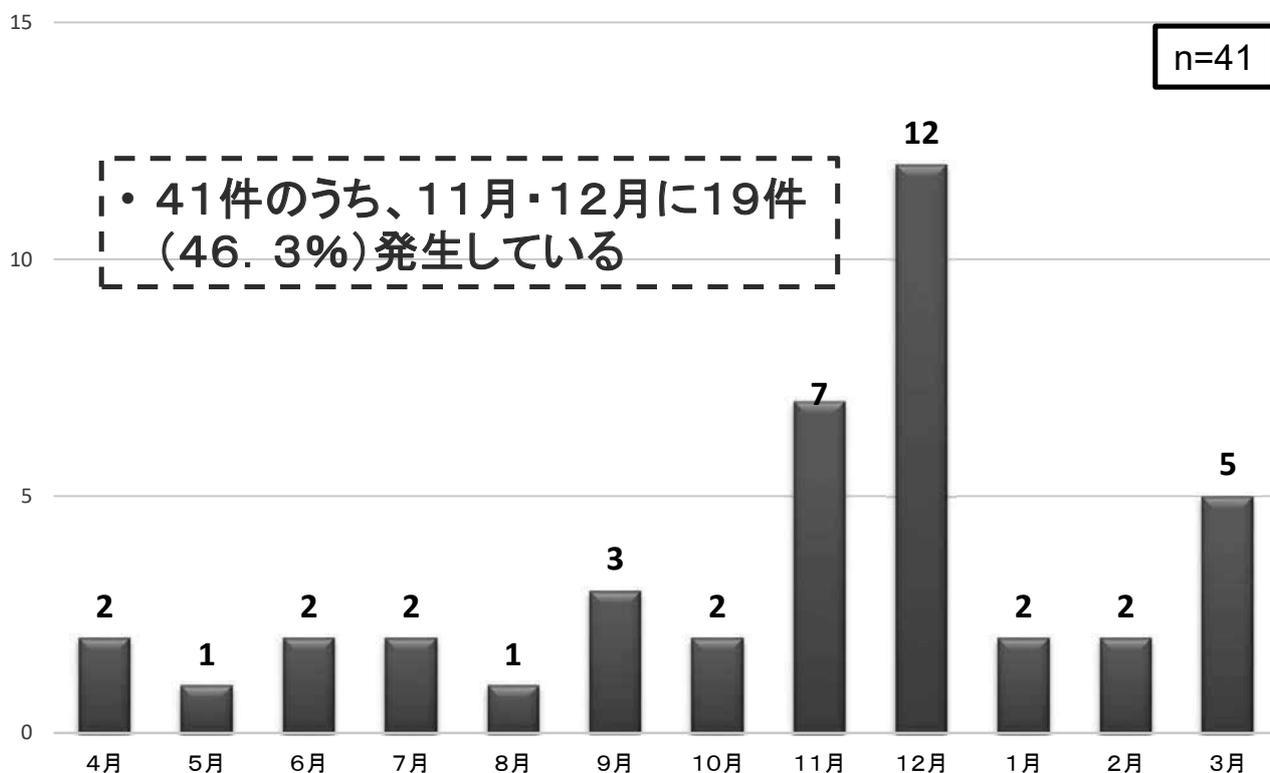


・ 41件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが21件(51.2%)

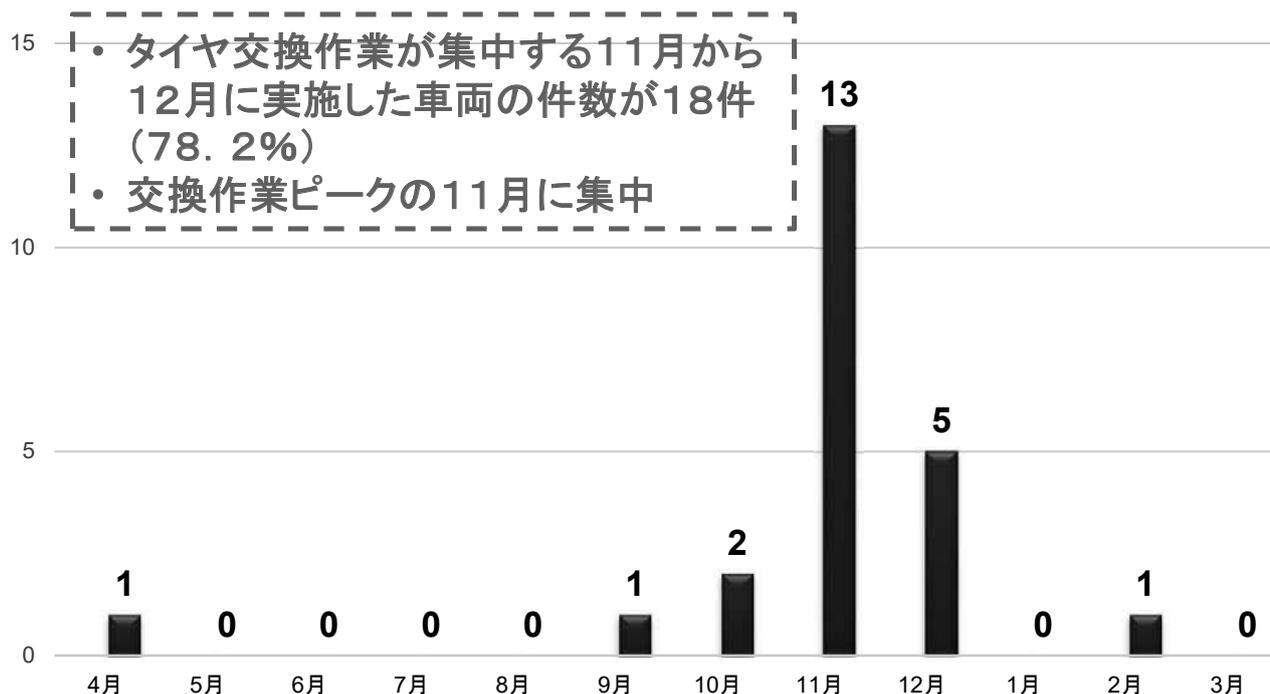
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

東北管内車輪脱落事故発生状況（令和5年度）

月別車輪脱落事故発生件数



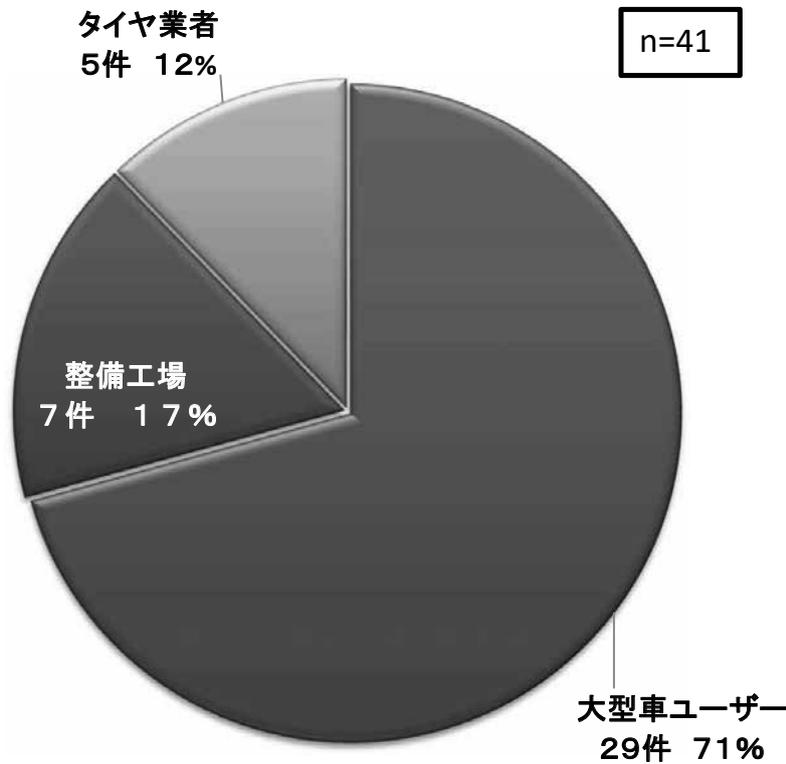
月別タイヤ交換実施件数 （タイヤ交換後3ヶ月以内に車輪脱落したもの）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

東北管内車輪脱落事故発生状況（令和5年度）

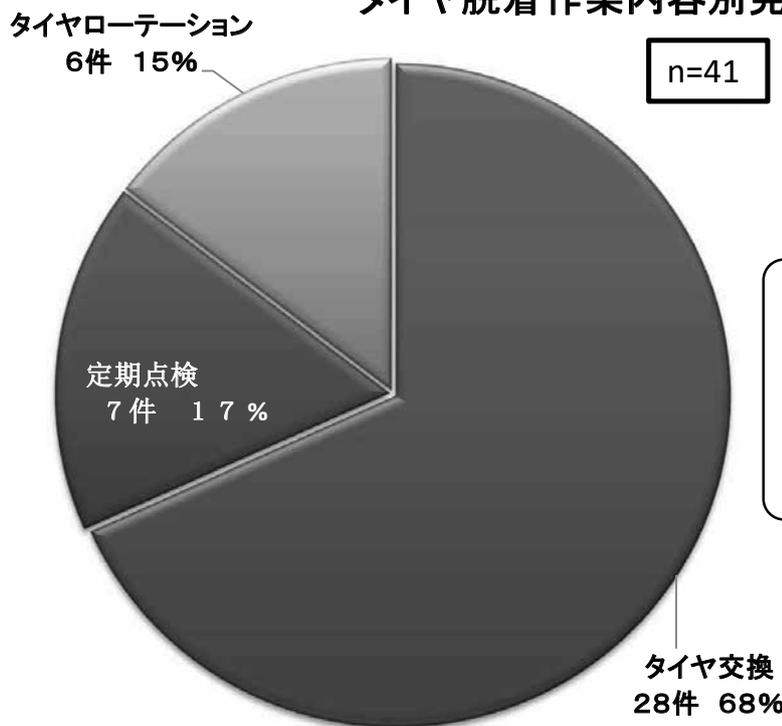
タイヤ脱着作業実施者別発生件数



・ 大型車ユーザーの交換によるものが約7割以上を占める傾向

- 大型車ユーザー
 - ・ 運転者
 - ・ 従業員
 - ・ 自社整備担当者又は整備管理者

タイヤ脱着作業内容別発生件数



・ タイヤ交換が大半を占める

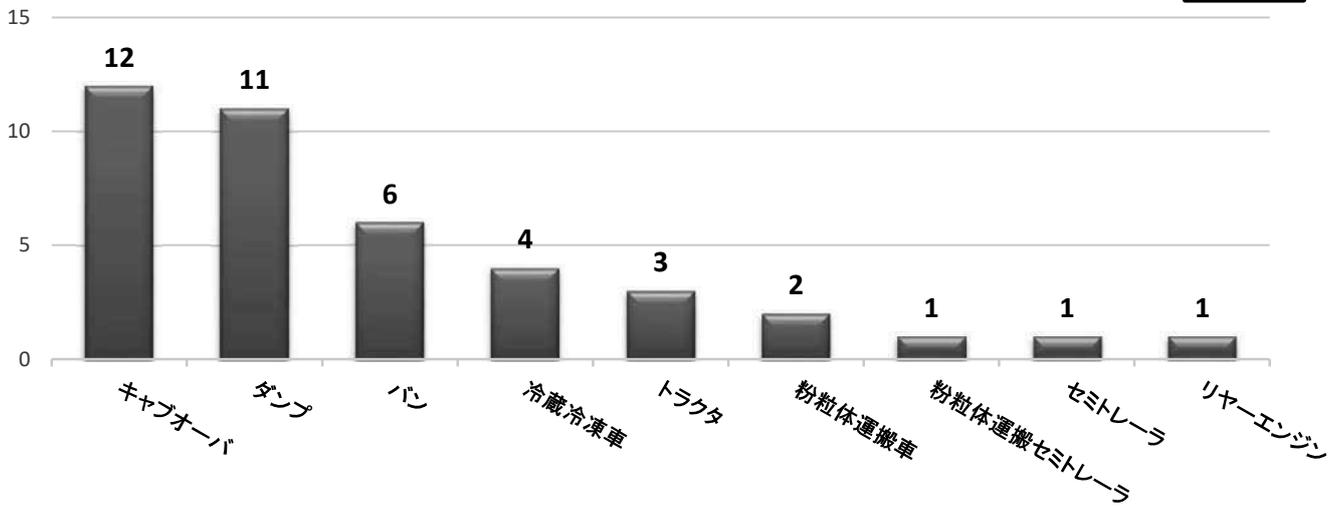
- タイヤ交換
 - ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・ 冬用タイヤから通常タイヤへの交換
 - ・ パンクや摩耗したタイヤの交換など
- タイヤローテーション
 - ・ タイヤの摩耗が偏る事を防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

東北管内車輪脱落事故発生状況（令和5年度）

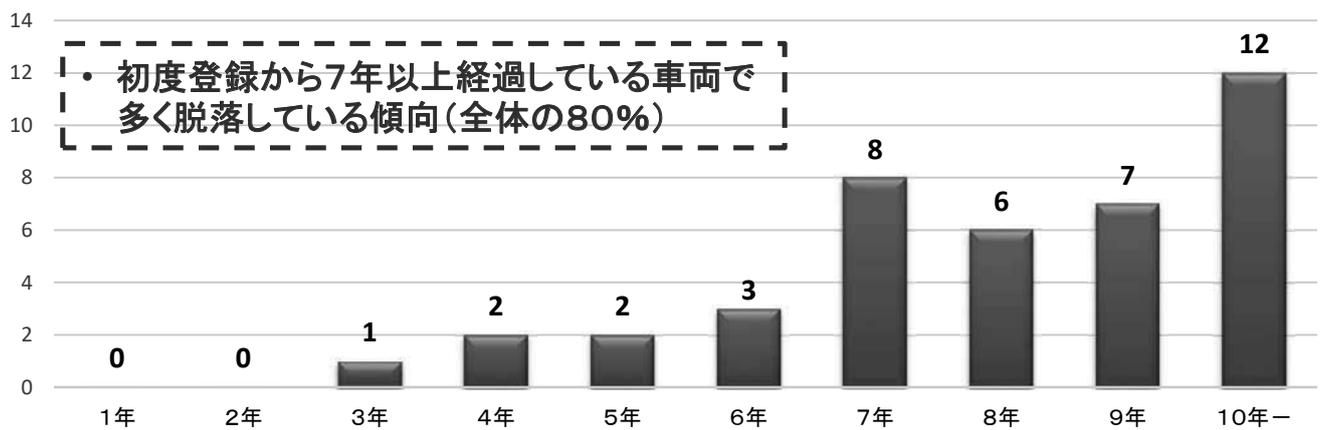
車体の形状別発生件数

n=41



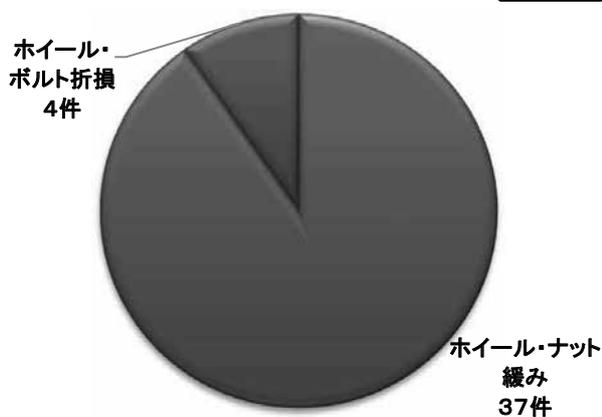
登録年から事故発生までの車齢

n=41



タイヤ脱落時の原因

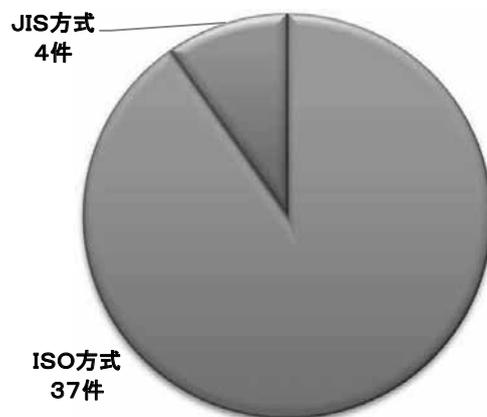
n=41



大半はホイール・ナットの緩みによるもの

締め付け方式

n=41

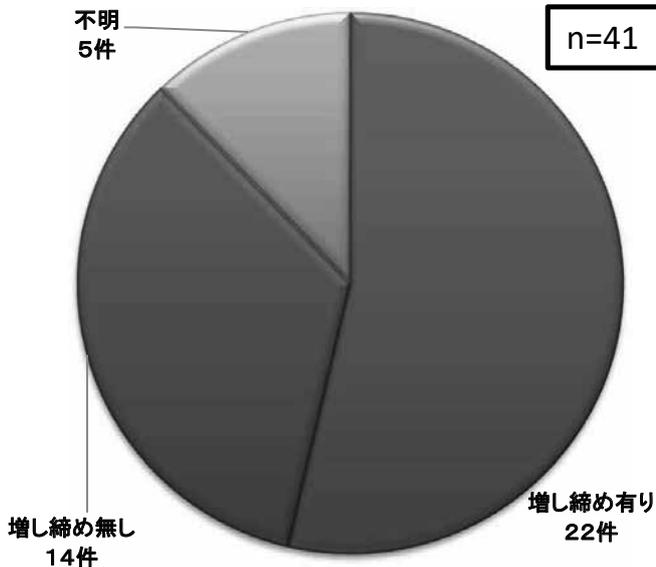


JIS方式は、4件全てホイール・ボルト折損
ISO方式は、37件全てホイール・ナット緩み

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

東北管内車輪脱落事故発生状況（令和5年度）

脱着作業後の増し締め実施の有無



「増し締め有り」22件について、脱落の主な推測要因

- ・ ホイール・ボルト等の劣化・摩耗
- ・ ホイール・ボルト、ナット等のネジ部、ハブ面の錆・汚れ

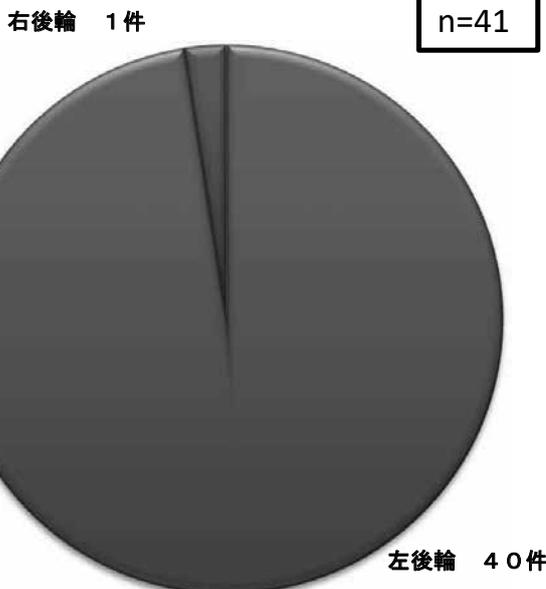
◆「増し締め有り」22件について

- ・ 大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、増し締めも実施しているが、1ヶ月以内に脱落事故が12件発生している。
- ・ 車齢8年以上経過している車両が14件で63.6%を占めている。
- ・ 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締め付け力を得られず脱落に至ったと推測。
- ・ 日常点検において、確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推測。

【対策の方向性】

- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカ等活用

車輪脱落箇所



左後輪の脱落割合が高いことの推測

- 左後輪が多く脱落する原因については以下の可能性が考えられる。
- ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- ・ 左折時は、低い速度であるが左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ナット緩み等の異常が発生した場合、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

<動画一覧>

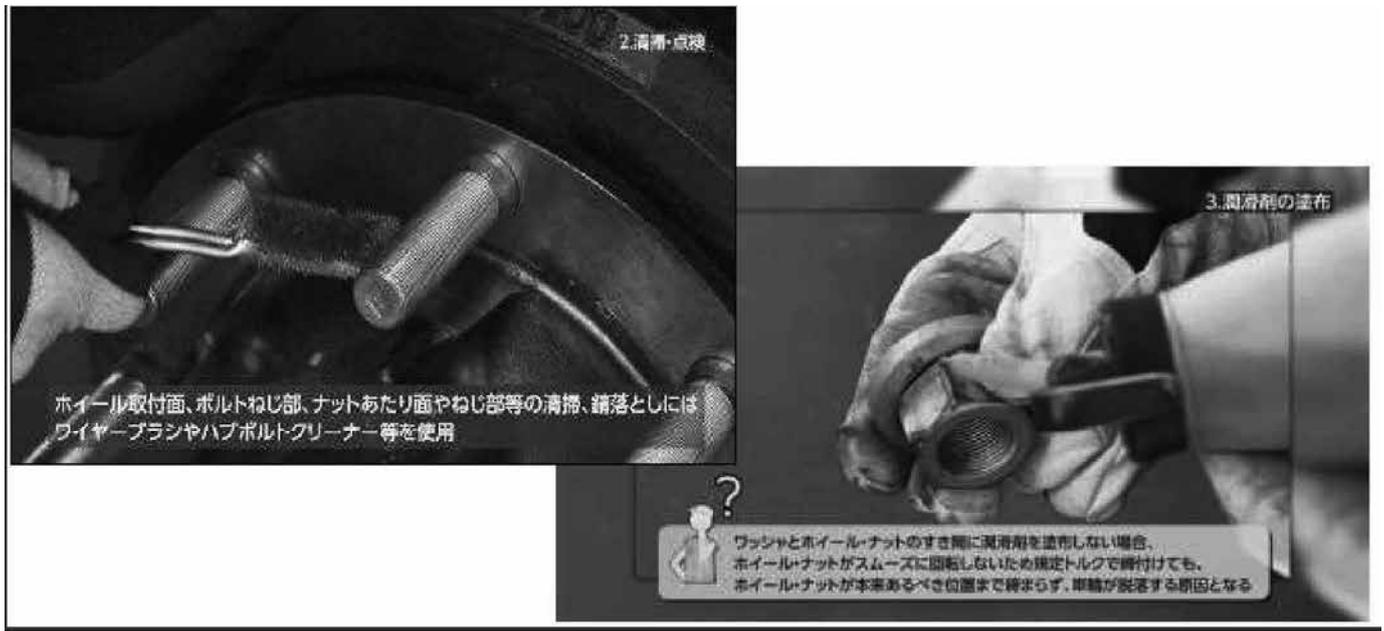
適切なタイヤ脱着作業手順:10分程度

適切なタイヤ脱着作業手順+作業主旨の解説:15分程度

適切なタイヤ保守管理作業手順:3分程度

適切なタイヤ保守管理作業手順+作業主旨の解説:5分程度

<適切なタイヤ脱着作業手順>



<適切なタイヤ保守管理作業手順>



＜ディスク・ホイール取り付け後の増し締め＞



＜日常点検＞

1.目視での点検(ナットの緩み以外)

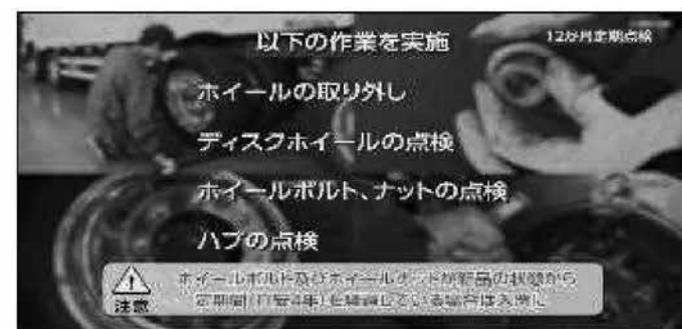
2.点検ハンマー等を使用しての緩みの点検



3.タイヤの点検 4.日常点検表の活用



＜3か月定期点検＞ <12か月定期点検＞



車輪脱落事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、**作業手順動画を公開**しております。

大型車の車輪の脱落は、**大事故につながりかねない大変危険なもの**です。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル
https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRll2zJVaaYbwEEKAmD5YVi



啓発動画QRコード

特定整備への対応マニュアル
(分解整備事業者編)

令和2年3月

— 先進技術の 確実な整備のために —

令和2年4月より、特定整備制度が施行します



令和2年4月1日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載

にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。



スキャンツールをつないでのエーミング

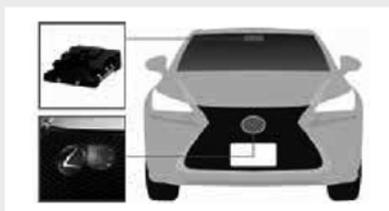
カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

など



複眼カメラ
(スバルHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)



● 分解整備事業者のみなさまへ ●

※指定整備事業者は、併せて指定整備事業者編もご覧ください

令和2年4月1日より、特定整備制度(電子制御装置整備が新たに追加)が始まり、該当作業を行うには新たに認証が必要となります。

また、令和3年10月1日より、点検基準が改正され、点検の結果生じる整備に電子制御装置整備の認証が必要となる作業が発生します。



運行補助装置(★1) 及び自動運行装置のない車両

➡ これまでと同じように点検・整備ができます

対象となる車両について

車検証の情報から判読できるよう、自動車メーカーが作成したリストを公表しています。国土交通省のHPから確認ください。



運行補助装置(★1) 又は自動運行装置のある車両

➡ 分解整備については、これまでと同じように点検・整備ができます

➡ 電子制御装置整備を行う場合は、以下のとおりとしてください

自身の責任で整備作業をする場合

- 電子制御装置整備の認証が必要です
- この場合、一部作業(例：パンパの交換作業)を、電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者¹に外注することも可能です。一部作業を外注した場合、外注先の事業者から、当該作業について記載した特定整備記録簿の写しをもらうようにしてください

認証を受けている事業者の標識
(イメージ)



近畿運輸局長認証

普通
小型 自動車特定整備事業

自身の責任で整備作業をしない場合

- 電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者¹に委託してください
- ユーザーには、委託先の事業者が交付した特定整備記録簿の写しを渡してください



近畿運輸局長認証

普通
小型 自動車特定整備事業

※エンジンの脱着等で生じるパンパの交換作業等は、令和6年4月1日までは、経過措置により引き続き行うことが可能です

▼▼▼ R3. 10/1～ 点検基準(12ヶ月毎)の改正後 ▼▼▼

ABS、運行補助装置、自動運行装置などの「車載式故障診断装置の診断の結果」が、1年ごと(★2)の定期点検項目として追加されます。

点検の結果「電子制御装置整備」が必要となる場合は、電子制御装置整備の認証を受けて整備を行うか、電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者¹に委託をしてください。

★1 衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラなどのセンサー、ECUやこれらのセンサーが取り付けられている車体前部(パンパ、グリル)、窓ガラスのこと

★2 大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は対象外

自動車特定整備事業の認証パターンについて

(Ⅰ) 分解整備のみを行うパターン

(Ⅱ) 電子制御装置整備のみを行うパターン

(Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン が可能です

※いずれも、“自動車特定整備事業者”です

【特定整備(Ⅰ・Ⅱの両方を指す)】

(Ⅰ) 分解整備

(Ⅱ) 電子制御装置整備

分解整備と電子制御装置整備の両方を行う場合の認証基準

設備に関する基準

• 電子制御装置点検整備作業場

※分解整備を行う事業場が備える車両整備作業場、点検作業場と兼用可能です

※完成検査場とも兼用可能です

※離れた場所にある作業場や、他の事業者との共有も可能です

• 整備用スキャンツール

• (水平面を確認するための)水準器

• 整備要領書等の点検整備に必要な情報の入手体制

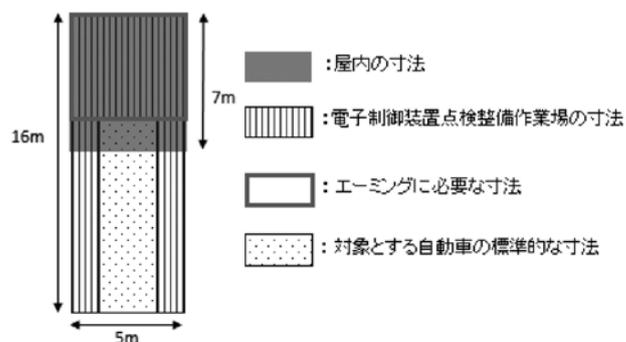
➔ FAINES への加入状況や自動車メーカーから個別にCDを購入している等で可能です。

従業員に関する基準

• 2名以上、うち1名は『一級自動車整備士(二輪除く)』又は『一級二輪自動車整備士若しくは二級自動車整備士であって、国が定める講習を受講した者』

• 従業員に対する、自動車整備士数の割合が1/4以上であること

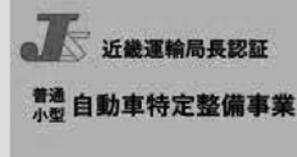
普通自動車(大型)の例



電子制御装置点検整備作業場のイメージ

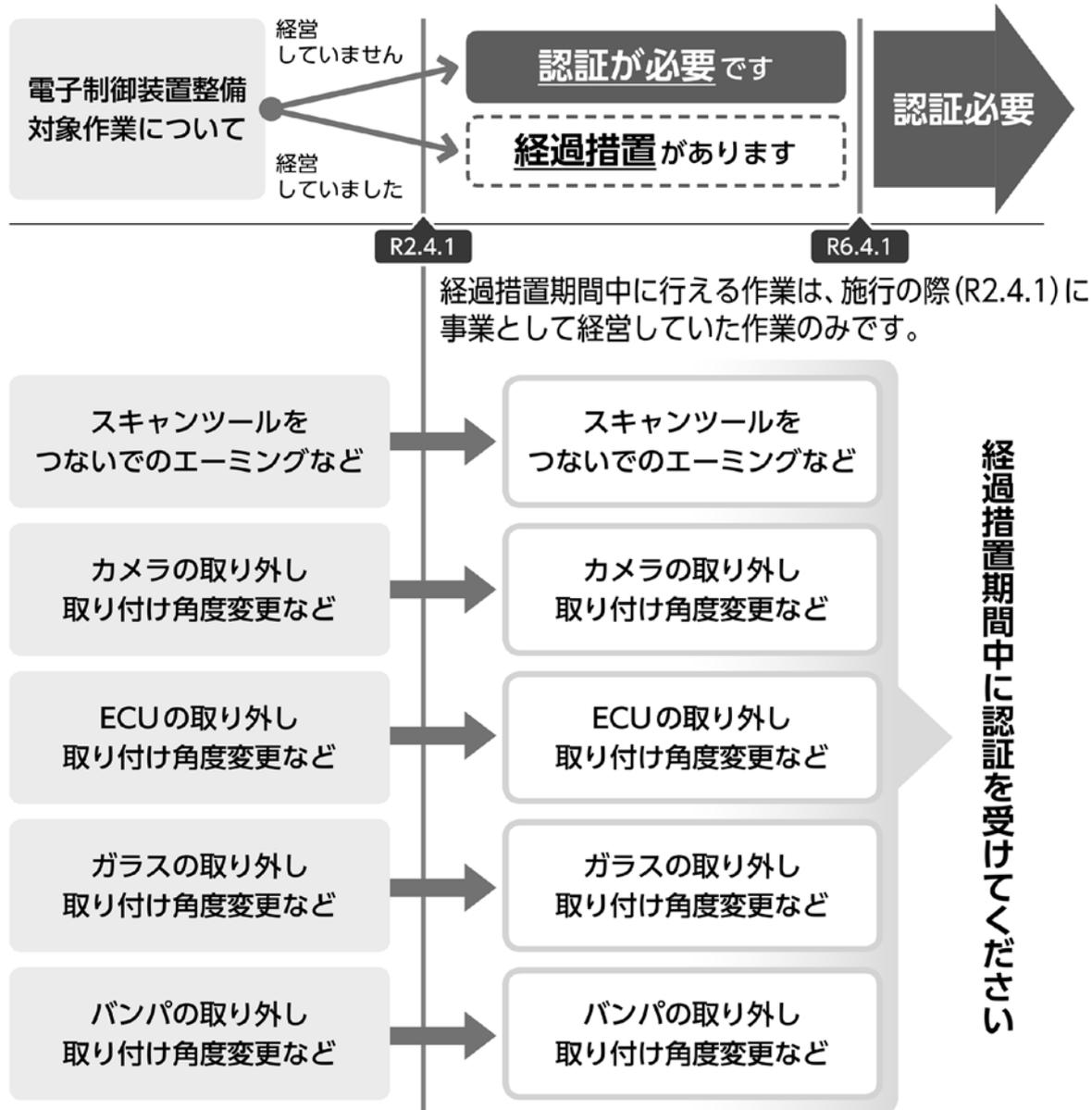
標識について

電子制御装置整備と分解整備両方の認証を受けている事業者は、標識の色が“若草色”になります。



● 新たな認証をとるまでに…… ●

○ 施行から4年間の“経過措置”があります。



特定整備制度の詳細については、国土交通省HP 又は 最寄りの運輸支局等まで

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html



自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について

令和2年4月からの特定整備制度開始に伴い、電子制御装置点検整備にかかる申請を検討されている方向けに、令和3年度上期までに申請のあった申請書の中で間違いや内容に不備が多かった箇所を注意点として載せました。今後の申請の際にご活用下さい。

■ 届出・申請書は整備振興会のメンバーページのほか、東北運輸局の自動車整備事業申請書・届出書様式ダウンロードページ <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jg/jg-sub98.html> よりダウンロードできます。

■ 特定整備事業の概要は国土交通省のページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html をご参照下さい。

特定整備への対応マニュアル
(分解整備事業者編) 令和2年3月

— 先進技術の 確実な整備のために —

令和2年4月より、特定整備制度が施行します

令和2年4月1日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ **と、記録簿の記録**

にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

- スキャンツールをつないでのエーミング
- カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更
- カメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着 **など**

写真カメラ (スバルHPより) カメラ・ミリ波レーダー統合型 (レクサスHPより)

国土交通省 最新の情報は [こちら](#) から

特定整備への対応マニュアル
(指定整備事業者編) 令和2年3月

— 先進技術の 確実な整備のために —

令和2年4月より、特定整備制度が施行します

令和2年4月1日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ **と、記録簿の記録**

にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

- スキャンツールをつないでのエーミング
- カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更
- カメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着 **など**

複製カメラ (スバルHPより) カメラ・ミリ波レーダー統合型 (レクサスHPより)

国土交通省 最新の情報は [こちら](#) から

第2号様式（認証）

自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書

申請に○をつける

東北運輸局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）します。

また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

(注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○○○ だいひょうとりしまりやく こどはなこ
届出者 申請者 の氏名又は名称	株式会社○○○○○ 代表取締役 国土花子
届出者 申請者 の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○○○ とうほくこうじょうみやぎしてん
事業場の名称	株式会社○○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234
認定番号	
指定番号	3-5678

申請者名及びふりがなを記載。
法人であれば会社名、代表者の役職及び
代表者名を記載。

届出・申請の内容の別		変更年月日	年 月 日
相続		事業場の所在地の変更	
合併		役員の変更	
分割	<input type="radio"/>	屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 (面積又は間口若しくは奥行き)	
譲受		自動車特定整備事業の種類の変更 【変更申請】	
事業者名又は住所の変更	<input type="radio"/>	対象自動車の種類、整備又は装置の種類の変更【変更申請】	
事業場の名称の変更		業務の範囲の変更 【変更申請】	

申請・届出をする内容に「○」を記載。

(注)役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第5号様式）を使用すること。

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

チェック欄

該当がない場合は
チェックを忘れずに！

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

(注)役員の新任のみの場合は記載を省略できる。

提出前に!

- ・変更する項目を確認しましたか
- ・住所や役員等で届出が漏れているものはありますか

2-① 自動車特定整備事業の種類の変更

自動車特定整備事業の種類		認証年月日
<input type="radio"/>	普通自動車特定整備事業	平成 14 年 7 月 1 日
<input type="radio"/>	小型自動車特定整備事業	平成 14 年 7 月 1 日
	軽自動車特定整備事業	年 月 日

(注) □枠内の該当するものに、追加するものは◎を、廃止するものは×及び認証年月日を、変更がないものは○及び認証年月日を記載すること。

現在事業場に今ある
認証書を見ながら記入!

2-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類の変更

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類											
	全て	分解整備								電子制御装置整備※		
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助	
普通自動車(大型)		×										
普通自動車(中型)		○										◎
普通自動車(小型)		○										◎
普通自動車(乗用)		○								◎		
大型特殊自動車		○										
小型四輪自動車		○										◎
小型三輪自動車		○										◎
小型二輪自動車		○										
軽自動車		○										◎

(注) □枠内の該当するものに、追加をするものは◎、廃止をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

※電子制御装置整備を申請する場合は以下確認の上、チェック欄にレ点すること。

2-②に記載した電子制御装置整備については、整備用スキャンツール、運行補助装置整備に必要な情報及びエーミングに必要な機器を入手することができる体制が確保できます。

チェック欄

チェックを忘れずに!

現在の認証書を見ながら記入!

- ・取得済みのものは○を
- ・追加するものは◎
(運行補助装置等)
- ・廃止があれば×
を記入してください。

2-③ 業務の範囲の変更

業務の範囲の限定 の別	軽油を燃料とする原動機を除く	
	<input type="checkbox"/>	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	<input type="checkbox"/>	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	<input type="checkbox"/>	その他 ()

(注) □枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

3 旧事業者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな)	
旧事業者の氏名又は名称	
旧事業者の住所	

4 旧事業場の名称及び所在地

(ふりがな)	
旧事業場の名称	
旧事業場の所在地	

5 工員の構成

工員の構成	合計 (工員数)	整備士数						整備士 以外の 工員数
		一級 (二輪除く)	一級 (二輪)	二級	三級	車体	電気	
		4 人	人	人	2 人	1 人	人	

提出前に!

- ・認証の種類及び対象自動車に間違いはありませんか
- ・工員数は認証及び指定の基準を満たしていますか(特に大型を持っている事業場)

- ・自動運行装置まで申請する場合
メーカー等と情報提供に関する契約の締結などにより、点検・整備に必要な情報を入手できる環境にありますか

6 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	5.5 m	13.0 m	71.5 m ²	3.9 m	平滑舗装
部品整備作業場			21.0 m ²	4.9 m	平滑舗装
点検作業場	5.0 m	13.0 m	65.0 m ²	3.9 m	平滑舗装
車両置場	15.0 m	15.0 m	225.0 m ²		

◀ 変更がない場合は無記入で構いません

7-① 電子制御装置点検整備作業場等(7-②、8に該当しない場合)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	5.0 m	16.5 m	82.50 m ²	3.9 m	平滑舗装
	(5.0) m	(13.0) m	(65.0) m ²		
車両置場	15.0 m	15.0 m	225.0 m ²		

◀ 収まらない場合は別紙等を使って構いません

特に古くから認証を取得された事業場では面積が今の基準を満たしているか注意が必要です。

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

7-② 電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合)

作業場の規模	間口	奥行
事業場所在地に有する作業場	m	m

(注)電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

8 電子制御装置点検整備作業場(離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合)

離れた作業場又は共同使用の作業場の別	<input type="radio"/> 離れた電子制御装置整備作業場				
	<input type="radio"/> 共同使用の作業場				
当該作業場の所在地(※1)	宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1				
自動車による当該作業場までの所要時間	20 分				
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	4.5 m	8.5 m	38.25 m ²	5.2 m	平滑舗装
	(4.5) m	(8.5) m	(38.25) m ²		
車両置場(※2)	m	m	m ²		
施行規則第3条第8号ハに係る作業場	m	m			
共同使用の作業場の管理者(※3)	氏名又は名称				
	認証番号				
管理責任者の氏名(※3)					

離れた電子制御装置点検整備作業場及び共同使用の作業場がある場合や、追加する場合に「○」を記載します。

なお、複数の作業場を追加する場合には、当該項目を増やして申請します。

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

(注)離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。

(注)「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「7-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

提出前に!

- ・寸法及び面積に記入間違いが無いですか
- ・各作業場の寸法及び面積は認証基準の面積を満たしていますか

9 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	FAINESにより情報入手
エーミング作業に必要な機器	FINESよりダウンロード

◀ メーカーから情報・機器を入手する場合は

○○○(メーカー名)車用ターゲット
などと記載

10-① 役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

▶ 役員に変更があれば記入します。
(選任日・解任日も忘れずに)

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

10-② 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

備考	
----	--

11 作業機械等

	名 称	型式・能力 等	数 量	
作業機械	プレス	ABC-35 ・ 35t	1	
	エア・コンプレッサ	D-24 ・ 5.5 kW、D-75 ・ 7.5 kW	2	
	チェーン・ブロック	型式不明 ・ 2.5t	1	
	ジャッキ	EF-1000 ・ 3t	1	
	バイス	型式不明 ・ 150 mm	1	
	充電器	GHI-J11 ・ 12 V、24 V	1	
作業計器	ノギス	KLM ・ 200 mm	1	
	トルク・レンチ	OPQ750 ・ 60-330 Nm	1	
	水準器	RST ・ 気泡管水準器	1	
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ	UV500 ・ 400-40MΩ	1	
	比重計	WX40Y ・ 吸込式	1	
	コンプレッション ・ゲージ	(ｶﾞｯｼﾞ用)	GS-Z ・ 0-3MPa	1
		(ｼｰｰﾙ用)	DS-Z ・ 0-7MPa	1
	ハンディ・バキューム・ポンプ	HBP5000 ・ 0- -100kpa	1	
	エンジン・タコ・テスタ	ETT-R ・ 0-9999rpm	1	
	タイミング・ライト	TL ・ 電池式	1	
	シックネス・ゲージ	SG10 ・ 0.02-1.0mm (17枚)	1	
	ダイヤル・ゲージ	DG10 ・ 0-10mm	1	
	トーイン・ゲージ	TG10 ・ 100-250mm	1	
	キャンバ・キャスト・ゲージ	KKG10 ・ -5° -+5°、-3° -+10°	1	
	ターニング・ラジラス・ゲージ	TRG10 ・ 750 kg	1	
	タイヤ・ゲージ	TG20 ・ 0-1200 kPa	2	
	検車装置	KEN3.5 ・ 3.5t、ピット	2	
	一酸化炭素測定器	GAS2020 ・ 0-9.9 %	1	
	炭化水素測定器	GAS2020 ・ 0-9999 ppm	1	
整備用スキャンツール	SCAN ・ 整備用 (ver3.10)	1		
工具	ホイール・プーラ	HPS ・ 小型用 (PCD115-180)	1	
	ベアリング・レース・プーラ	BRR ・ -	1	
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケータ	型式不明 ・ 80cc	1	
	部品洗浄槽	型式不明 ・ 150ℓ	1	
備考				

型式名が特定できない場合は
型式不明等で構いません

ガステスタの型式相違が多いです。
・指定工場は
機器変更届を確認！
・黒煙やオバシメータの型式を
書いていないか確認！

提出前に!

■ 電子制御装置の追加を行う場合は

- ・平滑な電子制御装置点検整備作業場
- ・水準器
- ・スキャンツール

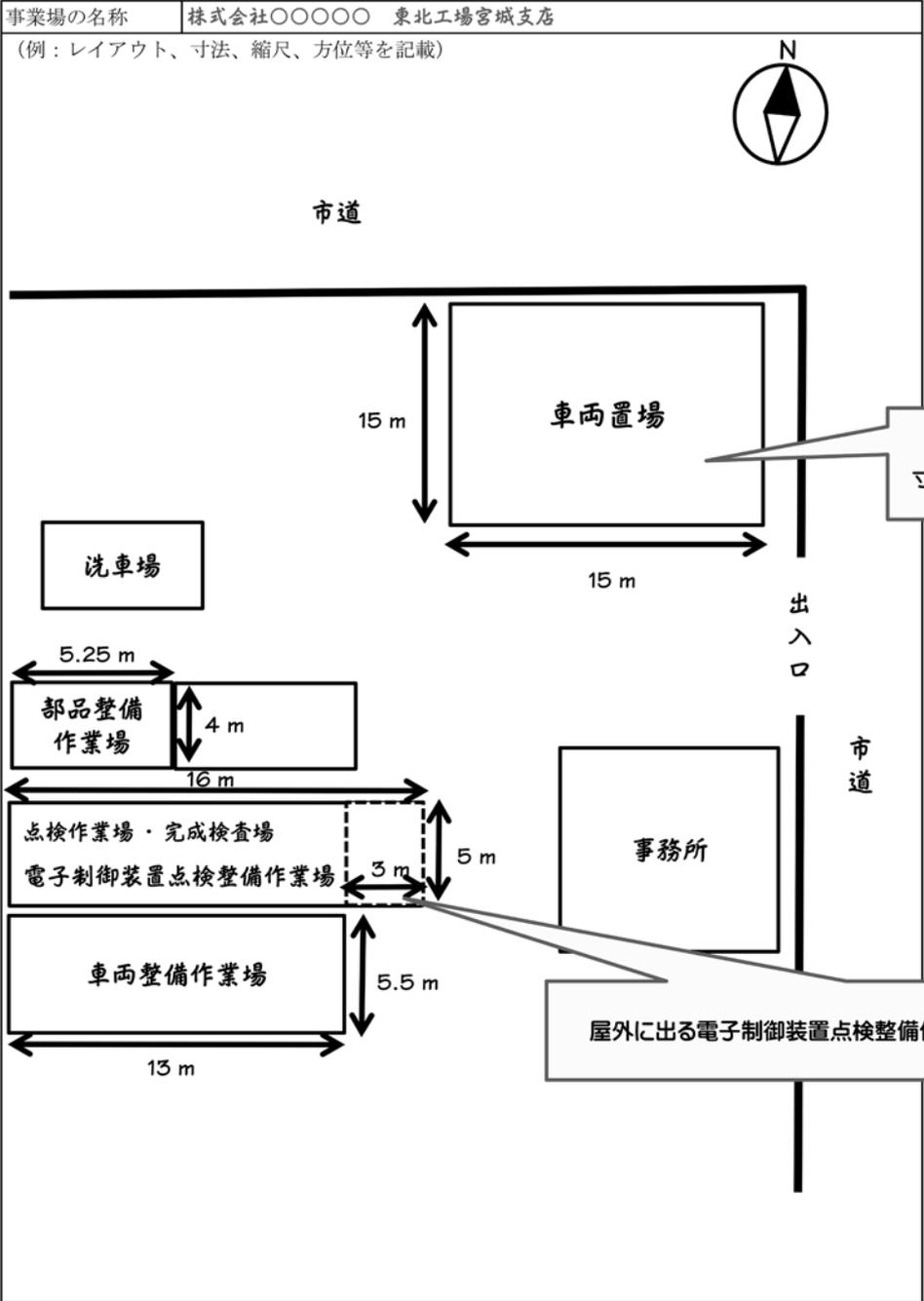
の追加が必要

→それぞれ要件を満たすことを確認できる写真を添付して下さい。(別紙例を参考にして下さい)

■ スキャンツールは一体型ですか? セパレート型ですか?

→セパレート型の場合は、スキャンツールとVCIそれぞれのバージョンが確認できるようにして下さい

12 事業場平面図



提出前に!

・6～8で記載した作業場の寸法と齟齬がないですか

過去の届出書面を流用して作成した際に見られる特徴

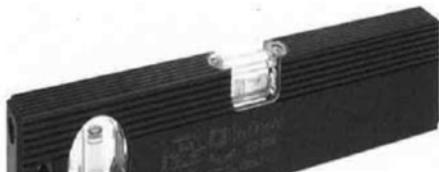
- ・寸法や名称が変わっている場所がある
- ・文字や数字が読めなくなっている
- ・屋外の作業場の記載が漏れている

事業場の名称	株式会社〇〇〇〇〇 東北工場宮城支店
--------	--------------------

■ 電子制御装置点検整備作業場

■ 水準器

写真
平滑な作業場を確認
できるもの



**※記載内容の例を示したもので、
特に定めた様式はありません**

■ スキャンツール

■ 認証書(原本)

本体及びバージョンがわかる写真



必要に応じ添付

- ターゲット等
- 情報入手にかかるDVD等
- FAINES加入を示す書面

等

写真等

提出前に!

スキャンツールバージョンは確認できますか
→縮小しすぎたり、印刷で文字が潰れたりして読めないケースがあります

スキャンツールは一体型ですかかセパレート型ですか
→VCIバージョンがついていないケースがあります

整備主任者（**選任**・変更）の届出書

宮城運輸支局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（**選任**・変更）します。

（注）選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字に○を記載すること。

（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな）	かぶしがいいしゃ ○○○○ だいひょうとりまりやく こどもはなこ
届出者の氏名又は名称	株式会社○○○○○ 代表取締役 国土花子
届出者の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
（ふりがな）	かぶしがいいしゃ ○○○○ どうほくこうじょうみやぎしてん
事業場の名称	株式会社○○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234

選任日の記入を忘れずに！

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号又は講習修了証の受講番号
自動車 検査	昭和59年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	第2101000001号
自動車 整備	平成 14年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	東北一こ第00000号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

1級整備士（大型・小型）
→整備士合格証書の番号を記載
その他の整備士
→資格取得講習修了証の番号を記載

（注）整備主任者等資格取得講習の修了証を有する者は、当該修了証の受講番号を記載すること。

（注）一級整備士（一級二輪の整備士を除く）は整備士合格証書番号を記載すること。

2 辞任等した整備主任者

氏名	辞任等年月日	氏名	辞任等年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

3 既に選任されている整備主任者

氏名	生年月日	氏名	生年月日
自動車 保安	平成 15年 4月 1日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

備考	
----	--

提出前に！

- ・新たに選任する場合、前の事業場で解任届を出し忘れていませんか
→解任届が出ていないケースが度々発生しています
- ・氏名が変わっていませんか？
- ・記載した氏名は整備合格証書、講習修了証または合格証明願に記載の氏名のとおりですか
旧字体（例：高 と 高）が含まれる場合、改姓している場合は特に注意して下さい

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真欄	【証明写真について】	(ふりがな) 氏名	(じどうしゃ けんさ) 自動車 検査
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近 1 年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm×横 3cm とし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は 600×450 pixel 以上とする 	生年月日 (和暦)	昭和 59 年 7 月 1 日
		整備士の 種類と番号	二級ガソリン自動車整備士 東北二か第 00000 号

————— 以降は、記載しないこと —————

受講番号	第 2101000001 号		
学科実施日	試問実施日	再試問実施日	
2 年 12 月 31 日 第 1 回	3 年 1 月 1 日 第 1 回	年 月 日 第 回	

再試問あり 再試問なし

学科受講欄	実習受講欄
	

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に規定する講習(電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習)を修了したことを証します。

提出前に!

- ・申請時に必要なものは修了証の写しです
原本は修了者ご自身で大切に保管して下さい。

宮城運輸支局長

修了欄



FAINES登録内容案内用紙

御中

2021年 月 日
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
(FAINESメインセンター)

日頃はFAINES（ファイネス）をご愛用頂きまして誠にありがとうございます。
お客様の現在の主な登録内容は以下となりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

FAINESのご利用は

日整連ホームページ <https://www.jaspa.or.jp/> にあるリンクボタンをクリックして頂くか、

直接FAINESトップページ <https://faines.jaspa.or.jp/> にアクセスして下さい。

【謹告】 サービス料金の決済状況等につきましては、業務合理化を図るため、請求書・領収書の発行に代わり、FAINES内の「マイページ」にてご案内しております。

ご登録内容

会員番号	
パスワード	
会員名（事業場名等）	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
連絡担当者	

※パスワード・電話番号・FAX番号・メールアドレスについては、FAINES内の「マイページ」から変更することができます。

特にパスワードについては定期的なご変更をお勧め致します。

なお、ご変更後のパスワードはお客様にて厳重に管理して下さい。

【注意事項】

- ・この書類は必ずお手元に保管して下さい。
- ・会員番号等を第三者に知らせることは厳禁です。また、盗難・紛失されることのないよう、管理には十分ご注意下さい。
- ・パスワードは大文字・小文字の判別を行っておりますので、入力の際はお間違えのないようご注意下さい。
- ・お客様のお問い合わせ窓口は【宮城県自動車整備振興会】でございます。

3, 遵守事項

自動車特定整備事業の認証を受けた方へ

自動車分解整備事業者は、道路運送車両法のほか関係法令に基づいて適切に業務を運営しなければなりません。

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び道路運送車両法施行規則(抜粋)

○自動車特定整備事業者の変更届の提出

・変更届等(道路運送車両法 第81条)

第八十一条 自動車特定整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から三十日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人にあつては、その役員の氏名
- 三 事業場の所在地
- 四 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの

2 自動車特定整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

・変更届出事項(道路運送車両法施行規則 第58条)

第五十八条 法第八十一条第一項第四号に規定する事業場の設備は、屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

○特定整備記録簿の記載について

・特定整備記録簿(道路運送車両法 第91条)

第九十一条 自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条第一項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
- 二 特定整備の概要
- 三 特定整備を完了した年月日
- 四 依頼者の氏名又は名称及び住所
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した特定整備記録簿の写しを交付しなければならない。

3 特定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

・特定整備記録簿の記載事項(道路運送車両法施行規則 第62条の2)

第六十二条の二 法第九十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定整備時の総走行距離
- 二 第六十二条の二の二第一項第七号に規定する整備主任者の氏名
- 三 自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

○自動車特定整備事業者の遵守事項

・遵守事項（道路運送車両法 第91条の3）

第九十一条の三 自動車特定整備事業者は、第八十九条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

・自動車特定整備事業者の遵守事項（道路運送車両法施行規則 第62条の2の2）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合
 - ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- 二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 三 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- 四 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- 五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- 六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。
- 七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。
 - イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
 - ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
 - ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
- 八 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。
 - イ 整備主任者として新たに届け出た者

- ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者
 - 九 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。
 - 十 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。
- 2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 二 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
 - 三 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日
- 3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

4,燃料電池自動車等に関する別添

別紙

令和 5 年 10 月
物流・自動車局

自動車点検基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 について

1. 改正の背景

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）及び高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）の二法令による規制が適用されている。

そのため、燃料電池自動車等に対しては両法令の規定に基づく検査が必要となる等、事業者及び利用者の双方に手続上の負担が生じていたことから、令和 3 年 4 月より「燃料電池自動車等の規制の在り方検討会」において検討がなされ、その最終報告書に基づき、車両法に基づく継続検査等によりその安全性を担保することができるガス容器（燃料タンク）及び附属品（自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。）に備えられたものに限る。以下これらを「ガス容器等」という。）については、高圧法の適用を除外するため、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）が令和 4 年 6 月に公布されたところである。

上記を踏まえ、関係省令及び告示について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）及び自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①車両法第 48 条第 1 項の規定に基づく定期点検整備における点検項目として、ガス容器等に係る損傷の確認を追加する。
- ②車両法第 57 条の規定に基づき公表されている自動車の点検及び整備に関する手引において、①で追加する項目の点検の実施方法の例として、目視等による方法を規定する。

（2）装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、ガス容器等を追加する。
- ②車両法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装

置に、協定規則※第 110 号、第 134 号及び第 146 号に基づき認定されたガス容器等を追加する。

※「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に基づく規則

(3) 道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正
道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、ガス容器等の型式について指定を申請する者が、車両法第 3 章の規定に基づく保安基準（以下単に「保安基準」という。）への適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。

(4) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部改正

保安基準について、継続検査時等に、高圧法体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）により担保される安全性と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等を規定するほか、所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準（平成 19 年国土交通省告示第 857 号）の一部改正

継続検査等を申請する者は、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に対し、当該申請に係る自動車の備えるガス容器等が保安基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない旨を規定する。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 5 年 10 月 20 日

施 行：令和 5 年 12 月 21 日（2.（4）及び（6）の一部については公布の日）

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 審査事務規程 改正概要

◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応したTRIASの新規追加（3項目）

〔新規追加〕

- | | |
|-----------------------|--|
| ①TRIAS 31-J103(2)-01 | ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガス試験(7モード及びLSI-NRTC) |
| ②TRIAS 31-J119R168-01 | 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験(協定規則第168号) |
| ③TRIAS 46(2)-R169-01 | 事故情報計測・記録装置試験(協定規則第169号) |

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（14項目）

- | | |
|-------------------------|--|
| ①TRIAS 17-R134(1)-03 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(協定規則第134号) |
| ②TRIAS 17-R134(3)-02 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(協定規則第134号(取付・強度)) |
| ③TRIAS 17-R134(4)-02 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(圧縮水素貯蔵システム)(協定規則第134号) |
| ④TRIAS 17-R134(5)-02 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(圧縮水素貯蔵システム附属品)(協定規則第134号) |
| ⑤TRIAS 18-R094-06 | オフセット衝突時の乗員保護試験(協定規則第94号) |
| ⑥TRIAS 18-R095-04 | 側面衝突時の乗員保護試験(協定規則第95号) |
| ⑦TRIAS 18-R137(1)-04 | 前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験(協定規則第137号) |
| ⑧TRIAS 22-R017(1)-04 | 座席及び座席取付装置試験(協定規則第17号(乗用等)) |
| ⑨TRIAS 22(3)-R016(2)-03 | 座席ベルト試験(協定規則第16号(車両)) |
| ⑩TRIAS 22(3)-R016(3)-05 | 座席ベルト試験(協定規則第16号(リマインダ)) |
| ⑪TRIAS 22(5)-R145-02 | 年少者用補助乗車装置取付具試験(協定規則第145号) |
| ⑫TRIAS 22(5)-R016-02 | 座席ベルト試験(協定規則第16号(ISOFIXCRS搭載性)) |
| ⑬TRIAS 32-R053-02 | 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験(協定規則第53号) |

⑭ TRIAS 46(2)-R160-03

事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 160 号）

(3) 付表等について修正および項目の追加等（26 項目）

- | | |
|------------------------|--|
| ① TRIAS 08-J125-01 | 車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)の試験 |
| ② TRIAS 08-J041(2)-01 | 電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験（JH25 モード） |
| ③ TRIAS 08-J041(3)-01 | 電気重量車電力消費率試験（JH25 モード） |
| ④ TRIAS 08-J041(4)-01 | 電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験（JH25 モード） |
| ⑤ TRIAS 08-J041(5)-01 | 燃料電池重量車燃料消費率試験（JH25 モード） |
| ⑥ TRIAS 11-R079-04 | かじ取装置試験（協定規則第 79 号） |
| ⑦ TRIAS 11(2)-R161-01 | 施錠装置試験（協定規則第 161 号） |
| ⑧ TRIAS 11(2)-R162-01 | イモビライザ（協定規則第 162 号） |
| ⑨ TRIAS 12-R013-03 | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号） |
| ⑩ TRIAS 12-R078-05 | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号） |
| ⑪ TRIAS 12-R152-02 | 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号） |
| ⑫ TRIAS 17-J131(1)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器） |
| ⑬ TRIAS 17-J131(2)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品） |
| ⑭ TRIAS 17-J132(1)-01 | 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器） |
| ⑮ TRIAS 17-J132(2)-01 | 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品） |
| ⑯ TRIAS 17-J133(1)-01 | 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器） |
| ⑰ TRIAS 17-J133(2)-01 | 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品） |
| ⑱ TRIAS 17-R146(2)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第 146 号） |
| ⑲ TRIAS 17-R146(3)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 146 号） |
| ⑳ TRIAS 30-R051-01 | 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第 51 号） |
| ㉑ TRIAS 31-J041(4)-04 | ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDC モード） |
| ㉒ TRIAS 31-J042R154-03 | 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号） |
| ㉓ TRIAS 32-J052R048-05 | 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験 |
| ㉔ TRIAS 32-R149-02 | 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯）） |
| ㉕ TRIAS 43(7)-R138-02 | 車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号） |
| ㉖ TRIAS 48-R157-02 | 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号） |

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

2. 関係する法令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和6年6月14日国土交通省告示第 号）

3. 施行日

施行日 令和6年7月25日

高圧ガスの燃料装置に係る 審査方法が変更になります

令和5年10月20日に公布された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）により、**圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガス**を燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品については、令和5年12月21日以降、当該告示に定めるガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準に適合しなければならないと改正されたことに伴い、審査方法を以下のとおり変更します。

◆**圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えられたガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式16による「ガス容器等再試験結果証明書」により審査します。**

- ① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関
- ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関

◆次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱いま

- ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。）を経過していないこと
- ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること
- ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと

◆この取扱いは、令和5年12月21日から適用します。

様式16「ガス容器等再試験結果証明書」ダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和6年11月30日

燃料電池自動車等の車両法一元化に係る Q & A

問1 燃料電池自動車等の車両法一元化の対象の範囲は。

(答)

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であって、圧縮水素（CHG）、圧縮天然ガス（CNG）又は液化天然ガス（LNG）を燃料とするものに備えるガス容器及びガス容器附属品。

問2 指定自動車整備事業者において、今回対象となる高圧ガスの燃料装置を備える自動車のガス容器等の再試験を実施できる検査設備について、事業場に常時備えていなくても良いか。

(答)

指定自動車整備事業者において、高圧ガスの燃料装置を備える自動車のガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施する場合にあっては保安基準に定める、試験に必要な設備としてガス検知器等を用いて実施する必要がある。

しかし、当該設備を指定自動車整備事業者の自動車の検査の設備の基準に定めることは過度な規制となることから、必ずしも事業場で備えなければならないこととはせず、他の事業場又は他の事業者から借りて使用することができることとしている。なお、借用先の距離や時間の制約は設けていない。

問3 ガス容器等の再試験に必要な検査設備の届出は必要か。

(答)

自動車の検査の設備の基準に定めていないことから届出は不要である。

問4 指定自動車整備事業者として、ガス容器等の再試験を実施した場合にこれまでと取扱いがどのように変わるのか。

(答)

これまで容器再試験については、高圧法体系であったことから外注により他の事業場で実施した結果を活用することができたが、今回の車両法に一元化される改正に伴い、指定自動車整備事業として実施する場合には、容器再試験を含め、すべての検査を自ら行わなければならないことになる。

なお、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用して判定することができることとしている。

問5 指定自動車整備事業として実施する場合、ガス容器及びガス容器附属品の修理については、これまでどおり他の事業者へ委託（外注）しても良いか。

（答）

委託（外注）しても良い。なお、点検・検査については、委託（外注）はできない。

問6 施行日以降、車検満了日より先に容器再検査有効期限を迎える車両が少なからず存在するものと想定していますが、当該車両のガス容器等の再試験はいつ実施すればよいか。

（答）

車検満了日前までの継続検査時に実施すればよい。

問7 自動車特定整備事業者が行う場合と指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業以外で実施する場合は証明書を2部、指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行う場合は1部をなぜ交付しなければならないか

（答）

これまでの容器再検査と同等の期間での取扱いを行う場合、1年車検のものについてはその都度容器再試験を実施すると過度な負担になることから最初に行った容器再試験の試験結果を活用して審査を行うため、指定自動車整備事業以外では2部を、指定自動車整備事業では1部を交付することとしている。

なお、2年車検のものについては、必ずしも交付する必要性はないが、業界要望を受け、取扱いが煩雑にならないよう、すべて交付することとしている。

問8 容器再試験の取扱いについて、ケースの例示をお願いしたい。

（答）

ケース1：A指定工場で容器再試験を実施し、1年後の車検もA指定工場に入庫した場合

→有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、容器再試験は不要

ケース2：A指定工場で容器再試験を実施し、1年後の車検をB指定工場に入庫した場合

→B指定工場において、指定整備で実施する場合には、再度、容器再試験を実施。A指定工場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、持込検査で活用することで容器再試験は不要

ケース3：A指定工場で容器再試験を実施し、1年後の車検をC認証工場に入庫した場合

→A指定工場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、持込検査で活用することで容器再試験は不要

ケース4：C認証工場で容器再試験を実施し、1年後の車検をD認証工場に入庫した場合

→C 認証工場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、持込検査で活用することで容器再試験は不要

問9 「再試験を実施した日の1年1か月後の日」とは、日付は同日になるのか、1日前になるのか。

(答)

日付は、基本的に同日となる。なお、同日とならない場合は末日としている。

例)

ケース1：1日に実施した場合、1年1か月後の1日となる。

ケース2：31日に実施した場合、1年1か月後の末日が30日であれば、30日となる。

ケース3：末日が30日である月に実施した場合、1年1か月後の末日が31日であったとしても、30日となる。

ケース4：1年1か月後が閏年である1月29～31日に実施した場合は、2月29日となる。

ケース5：閏年である2月29日に実施した場合は、3月29日となる。

規制を一元化し、燃料電池自動車等に関する負担を軽減

～自動車点検基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

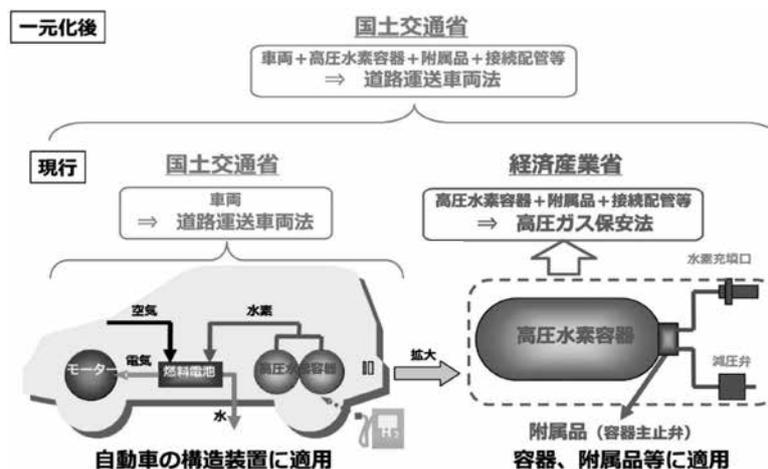
圧縮水素等を燃料とする燃料電池自動車等については、道路運送車両法と高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されているところ、ユーザーの負担軽減等のために道路運送車両法に規制を一元化するための所要の法令等の改正を行います。

物流・自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（以下「車両法」という。）及び高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）の二法令による規制が適用されており、燃料電池自動車等については両法令の規定に基づく検査が必要となる等、事業者及び利用者の双方に手続上の負担が生じていることから、車両法に規制を一元化するため、令和4年6月に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律が制定されました。これに伴い、車両法体系においても所要の法令等の改正を行います。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

高圧法の高圧ガス容器・附属品に係る技術基準を車両法体系下において規定することにより、型式指定、新規検査又は継続検査等に際して高圧ガス容器・附属品の試験等を行うこととする。

**2. 公布・施行**

公布：令和5年（2023年）10月20日

施行：令和5年（2023年）12月21日（一部例外あり。詳細は別紙参照）

問い合わせ先

（型式指定について）物流・自動車局審査・リコール課：菊池、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42352）、03-5253-8594（直通）

（保安基準について）物流・自動車局車両基準・国際課：山村、奥山、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

（検査等について）物流・自動車局自動車整備課：森山、本田

電話 03-5253-8111（内線 42413）、03-5253-8589（直通）

5, 審査事務規程の一部改正について（第54次改正）

プレスリリース
令和5年11月30日



－ 審査事務規程の一部改正について（第54次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和5年12月21日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウエット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]
 - 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、7-25、8-25、様式16]
 - 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]
 - 細目告示別添129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添2]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

6, 審査事務規程の一部改正について（第56次改正）

プレスリリース
令和6年3月28日



－ 審査事務規程の一部改正について（第56次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和6年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-58、9-6]
 - ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-60、8-60]
 - 自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-105の2、7-105の2、8-105の2]
2. 新車の指定自動車等について、第7章の規定によらず第6章の規定のみで審査ができるよう構成を見直します。[6-14、6-35、6-37、6-38、6-41、6-99、6-100、6-106、6-107、6-109、6-110、6-114、6-115]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

7, 審査事務規程の一部改正について（第57次改正）

プレスリリース

令和6年6月27日



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第57次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和6年8月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテストを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。[9-3]
2. 平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。[9-8]

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

東北検査部からのお知らせ

最高光度点の位置によるロービームの計測方法が見直されました

カットオフラインが確認できない自動車などに対応するために、令和6年8月1日の検査から、最高光度点の位置によるロービーム測定を行う対象自動車※と、計測方法が以下のとおり変更となります。

※：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

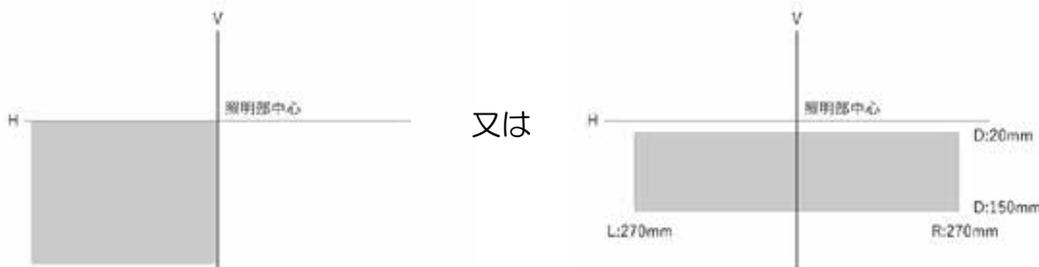
最高光度点の位置によるロービーム計測方法

1. 対象となる自動車

- ・ カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車
- ・ 指定自動車等以外の自動車 （注）指定自動車等以外の自動車は「エルボー点の位置による計測」又は「最高光度点の位置による計測」のいずれかでロービームを計測します。

2. 計測値の判定

- ・ 最高光度点の位置：次のいずれかの範囲内にあること
- ・ 最高光度点における光度：1灯につき6,400cd以上であること

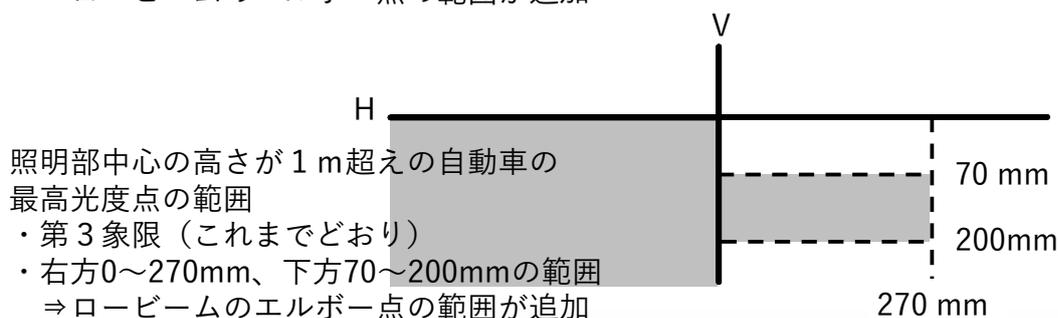
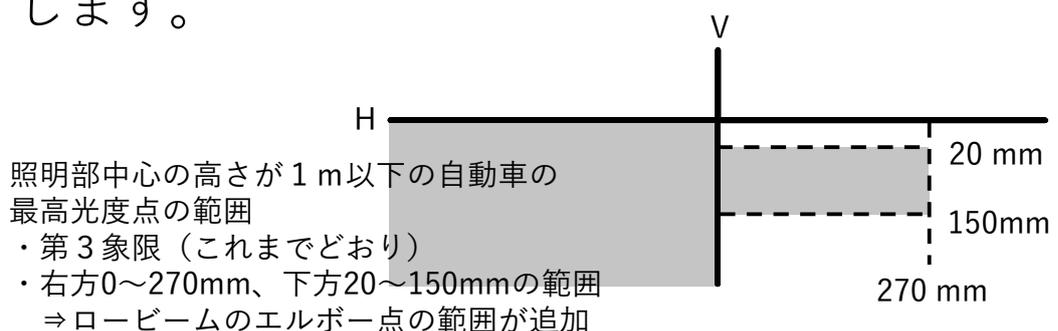


※照明部中心高さ1m超えの場合は、
20mmを70mmに、150mmを200mmに読み替える。



東北検査部からのお知らせ（つづき）

- 指定自動車等であっても、バルブ交換や加工、経年劣化といった、レンズ表面のくもり以外の要因によりカットオフラインが出ないような場合には、最高光度点の位置によるロービームの計測を行うことができるようになります。
- 最高光度点で調整した場合にはコース入口の担当者へ自己申告をお願いいたします。
- ただし、最高光度点で調整した場合でも、レンズ表面にくもりがあるものや、カットオフラインが確認できるものについては最高光度点による調整の対象外となる場合がありますので注意が必要です。
- レンズ表面に油類が塗布されているものは、これまでのとおり不適切な補修となりますので、レンズ表面のくもりを除去する方法等についてご注意をお願いいたします。



独立行政法人

自動車技術総合機構 東北検査部

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査対象装置について

OBD検査対象装置

- かじ取装置（UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。）
- 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（ABS）
- 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（ESC）
- 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置（EVSC）
- 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（BAS）
- 衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）
- 排出ガス発散防止装置
- 電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置（AVAS）
- 自動運行装置

OBID検査の基準について

排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）

- OBID検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの
- 警告灯を点灯させるための信号（MIL信号）が出力されているもの
- 1つもレディネスコード（故障診断の前提条件が成立していることを示すコード）が記録されていないもの
- 当装置に係る特定DTC（OBID検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード）が1つ以上記録されているもの
- 上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBID検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの

安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）

- 当装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

接続ケーブルに関するルール等の適用関係

	車両 OBD検査対象車	ケーブル (有線接続の場合)	VCI 必須	ケーブル (有線接続の場合)	PC等 必須
製作者		ツールメーカー製 (非純正品も流通)	ツールメーカー製	ツールメーカー製 (非純正品も流通)	ソフトウェアは ツールメーカー製 (PCは汎用品)
型式認定	対象	対象	対象	(対象) [ツールメーカーが ケーブルを指定する 場合]	対象 (ソフトウェアのみ)
メーカー保証※	対象	対象	対象	(対象) [ツールメーカーが ケーブルを指定する 場合]	対象 (ソフトウェアのみ)
整備工場に対する 処分	非認定品を 使用すると処分 (非認定品の 延長ケーブルを 使用した場合を含む)	非認定品を 使用すると処分 使用すると処分	非認定品を 使用すると処分	非認定品を 使用しても処分なし	非認定品を 使用すると処分 (ソフトウェアのみ)

※ 現時点で法令等によりメーカー保証を義務付けているものではなく、一般的な保証範囲をまとめたもの

1. 車両とVCI間のケーブル

- 車両とVCI間のケーブルについては、スキャンツールの標準規格や検査用機械器具の審査基準により以下のとおり定められている。

ケーブルの長さ

- 基準: ケーブルの長さは5 mを超えてはならない
- 規格: ISO15765-4、自動車検査用機械器具の審査基準について(自整第121号 平成7年6月14日)

ケーブルの電気特性

- 基準: 検査用スキャンツールの信号グラウンドの抵抗値は500k Ω 以下であること
- 規格: SAE-J1962

- DoIP方式の通信プロトコル(ISO13400)に非対応のケーブルが存在する

→ DoIP方式に対応したVCIに非対応のケーブルを接続すると、正しい判定が行われないおそれ

2. VCIとPC間のケーブル

- 非認定品を用いても、1. のように判定に影響を及ぼすことは考えづらい(最悪、通信ができずに検査を行うことができないのみ)

検査場における抜き取り検査の実施について

- 最終報告書6.(4)の提言に従い、検査場では以下の対応を行う。
 - ・ 受検日含め5日の間※1にOBD確認が実施され「適合」であった記録がある受検車両は、原則、検査場でのOBD検査を省略(検査職員が省略すべきでないと判断する場合を除く。)
 - ・ 上記に該当する場合でも、替え玉受検の防止等を目的に、抜き取り検査を実施

※1:OBD検査検討会のフォローアップ会議での合意事項

抜き取りの判断

- OBD検査用サーバに**抜き取り率**を設定

■ 検査場での受付処理時にサーバ側で、設定された抜き取り率により※2、自動的に省略か抜き取りかを判定し、検査場に応答

- 検査場の検査職員は、サーバの応答を踏まえて判断

抜き取り率

- 令和6年10月の本運用開始時点では、該当車両の台数が少ないことから高めの設定(10%)とし、その後は台数等の状況を見ながら設定をしていくこととするが、その際、率の公表は行わない。

(理由)

- ・ 率を知り得ているか否かに関わらず、整備事業者の実施することは変わらない
- ・ 不正防止の観点から、率の詳細の公表は控えることが望ましい

- 率は整備事業場ごとに設定することが可能。特段の理由がない限りは**全事業場を同一の率とするが、必要に応じ特定の事業場の率を上げる措置を行う**。

(想定されるケース)

- ・ 認証工場が不正を行っているとの情報があったとき
- ・ 一定の条件下でOBD確認が認められている協同組合、商工組合等が、その条件を満たさないことが確認された場合

※2: 事前に行われたOBD確認の結果が以下の場合は念のため、上記の抜き取り率に関わらず抜き取り検査を実施する

- ・ 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- ・ レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- ・ 使用したスキキャンツールが認定検査用スキキャンツールであることの確認ができなかった場合

令和6年10月からの OBD検査について (注意喚起)

国産車について、令和3年10月1日以降の新型車に対して令和6年10月1日より順次OBD検査が開始されます。

当分の間、OBD検査を計測コースで行わないことから、OBDの再検査は1～5コースへ再度並んでいただくこととなりますので、
ご注意ください。



対象車につきましては事前の確実な点検・整備をお願いいたします。

対象車は車検証の備考欄にOBD検査対象である旨と、適用期日の記載があります。(電子車検証はICタグ内に適用期日が格納されています。)

なお、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車に対して令和7年10月1日よりOBD検査が開始となり、こちらも適用期日後は同様の対応となりますので、よろしくお願いいたします。

『はじまる、OBD検査』

独立行政法人自動車技術総合機構
東北検査部 検査課



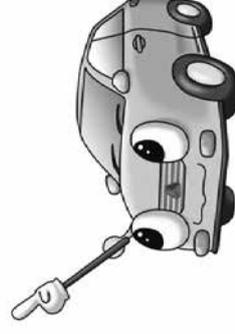
1

2024年 10月 1日 OBD検査 開始

2

本日の内容

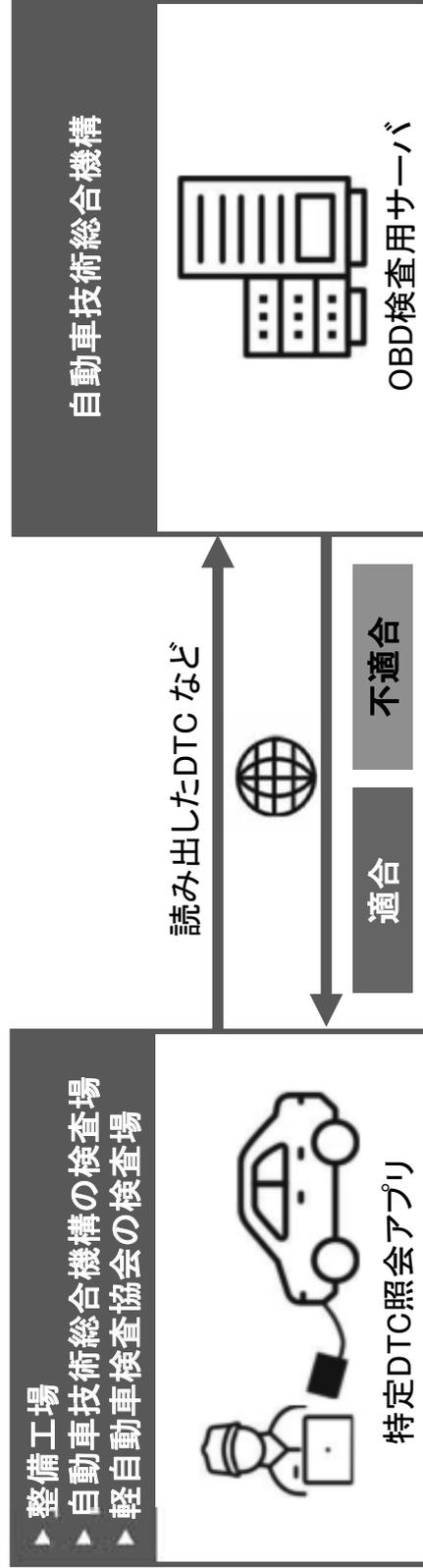
- OBD検査とは（おさららい）
- OBD検査を行うクルマ
- 『OBD確認』とは
- OBD検査/確認のルール
- システム登録情報の更新
- 災害・障害時の「特例措置」



OBD検査で行うこと

自動車メーカーが
OBD検査用サーバに情報を提出

- 車検時に、「保安基準不適合となる故障コード」(特定DTC)の有無を確認します。
- OBD検査の可否判定は、OBD検査用サーバが行います。(自動判定)



Q どんな装置を検査するのか...

安全関係装置



排出ガス関係装置

OBD検査を行うクルマ①

○ 令和3年(2021年)10月(輸入車は令和4年(2022年)10月)以降の
ニューモデルからが、**OBD検査対象車**です。

※二輪車、大型特殊車、型式認証を受けていない車(試作車、並行輸入車など)は対象外

それ以外のものが
途中から対象になることは
ありません。

Q OBD検査対象車の見分け方は？

車検証に「**OBD検査対象**」と記載されています。

車検証



電子車検証



対象車は新車のときから記載されています。
途中から記載されることはありません。

備考
OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

備考
OBD検査対象

OBD検査を行うクルマ②

○ OBD検査対象車でも、以下のものは検査不要です。

OBD検査適用日前

- ① 検査の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- ② 検査の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ③ 検査の日が初度登録年月または初度検査年月の前月から起算して10ヶ月を経過していない

Q どうやって確認するのか……

特定DTC照会アプリで『検査要否確認』を行うと、サーバから検査要否が返ってきます。

Q 車検証の『OBD検査開始年月日』で判断すればよい？ 全車アプリで確認すべき？

- ・車検証の記載は、“その型式”のOBD検査開始年月日です。
- よって、1台ごとの条件である上記の「③」については無関係の記載です。
- ・『検査不要』の判断は車検証のみでも可能です。

- | | | |
|---------------------|---|-----------|
| [1] 「OBD検査対象」の記載なし | ▶ | 全て検査不要 |
| [2] 車検証の「開始年月日」よりも前 | ▶ | 全て検査不要 |
| [3] 車検証の「開始年月日」よりも後 | ▶ | アプリで確認をする |

ほとんどの場合、
「検査要」となります。

⇒ [3]で「検査不要」となる例

- ・初度登録から10ヶ月以内の車検（中古新規や前倒し車検）

『OBD確認』とは

合否判定は、OBD検査と同様にOBD検査用サーバが行います。

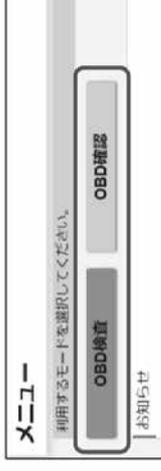
- 『OBD確認』は、OBD検査の合否を事前確認する機能です。
- 『検査不要』と判定されるクルマに対しても実施できます。
「OBD検査」モードの場合、
「実行」ボタンが押せません。
- 認証工場が事前に「OBD確認」を行うと、**持込検査時のOBD検査が原則省略**されます。

「OBD検査」モードと「OBD確認」モード、結果は全く同じ？

5日間有効

- ・システムで判定する方法に違いはありません。
「検査要」であるクルマに対する実施結果は全く同じです。
- ・ただし、「検査不要」であるクルマに対して実施する場合は制約※があり、
実際の検査で行われる判定の方法とは一部異なります。

※11ページ参照



持込検査前に「OBD確認」を実施した認証工場は、どうやってそれを示す？

- ・実施した結果がOBD検査用サーバに保存されており、
持込検査開始時に検査場のシステムが**自動的にそのデータを確認**します。
- ・実施結果を印刷して持参する等の必要はありません。

やってくればOK!

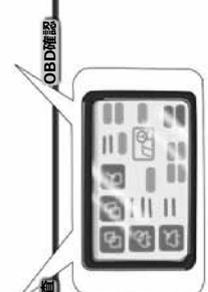


『原則省略』の、原則に当てはまらない(省略されない)場合とは？

- ・不正等が疑われる場合、またはそれ以外でも一定の率で『**抜き取り検査**』を実施します。

『OBD検査』、『OBD確認』、『OBD点検』、『OBD点検』、違いは？

OBD点検		OBD検査		OBD確認	
定期点検整備	制 度	検 査 (車検)	任 意	(実施義務はなし)	
令和3年10月1日	開始時期	令和6年10月1日 (輸入車は令和7年10月1日)	OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施		
OBDを搭載する全ての自動車 (年式にかかわらず)	対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 (輸入車は令和4年10月1日 以降の新型車)	✓ 完成検査時以外での 適否の確認  ✓ 持込検査での省略 		
12か月ごと	実施時期	車検時 指定：完成検査時 持込：持込検査時			
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備	方 法	機構サーバーに接続して合否判定 (自動判定)			
認定は不要	スキャンツール	認定を受けた「検査用スキャンツール」			



※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと



指定整備におけるOBD検査・OBD確認の実施の例

1 入庫・受付 【フロント係】

2 受入点検・作業指示 【自動車検査員、整備主任者等】

OBD確認
(任意)

3 整備作業 【整備係】

4 中間点検 【整備主任者】

OBD確認
(任意)

5 完成検査 【自動車検査員】

OBD検査
(必須)

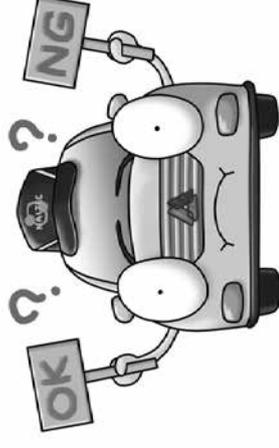
6 保安基準適合証への証明 【自動車検査員】

7 関係書類の確認、適合証の交付 【事業場管理責任者】

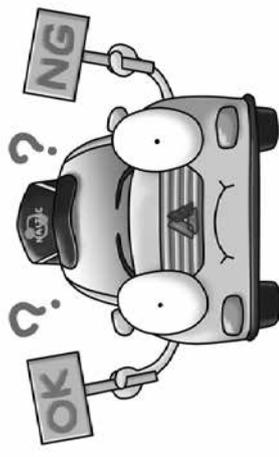


『OBD確認』できる?できない?【制度編】

- ☑ 原則、認証工場・指定工場のみが実施できます。
- ☑ 「検査員」または「工員」が実施できます。
- ☑ 「自工場にて点検整備を行う(行った)クルマ」
に対してのみ実施できます。
OBD検査システムに登録している利用者
- ☑ 「事業場の敷地内」のみで実施できます。
敷地内であれば、
現車作業場でなくても可
- ☑ OBD確認後、検査コースへの持込までの間に
「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備または改造」
を行ってはいけません。
行った場合、持込までの間にもう一度OBD確認を実施します。



『OBD確認』できる?できない?【システム編】



○ 『検査不要』と判定されるクルマにOBD検査はできません。
(『OBD検査』モードでは [実行]ボタンが押せません。)

型式指定から2年未満、初度登録から10ヶ月未満

○ 『検査不要』と判定されるクルマにOBD確認を実施する場合、
以下の制約があります。

※システムで検査に必要な情報の準備が完了したものは制約はありません。



できないクルマがあります



全ての項目のチェックは
できません

- ① OBD II の規格情報に基づく排ガス装置との通信のみを行い、安全系装置との通信は行われません。
- ② WLTP-OBD規制車、J-OBD II 規制車またはディーゼル重量車J-OBD II 規制車以外であって、OBD II 規格が採用されていない車両の場合は「通信不成立」となる、または一部の通信ができない(例えばレディネスコードが取得できない)可能性があります。
- ③ 車両総重量3.5t以下のディーゼル車、EV車などの一部の車両については、[実行]ボタンが押せません。

(参考)

<J-OBD II 規制車、WLTP-OBD規制車> ⇒ 車両総重量3.5t以下のガソリン車・LPG車
<ディーゼル重量車J-OBD II 規制車> ⇒ 車両総重量3.5t超のディーゼル車

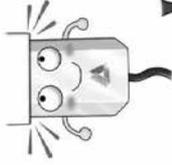
OBD検査/確認の実施手順

※自動車技術総合機構「審査事務規程」に規定されています。

！ OBD検査は、原動機始動（HV、EVは READY）で



原動機停止・電源オフ



検査用スキャンツール接続

原動機始動（HV、EVは READY）



検査 [実行]

Q イグニッションオンでは検査できない？ システムでエラーにならない？

- ・多くの場合はイグニッションオンだけの状態でも判定がされますが、原動機始動(READY)状態ではじめて検出されるコードもあるため正確な検査になりません。規定どおりの方法で実施してください。
- ・クルマの状態(オフ、イグニッションオン、原動機始動(READY)の別)をシステムで検知することはできませんので、エラーとはなりません。検査実施者にて注意していただく必要があります。

OBD検査/確認のルール①

敷地内であれば、
完成検査場や現車作業場でなくとも可

- 実施場所
 - ☑ 「事業場の敷地内」において実施しなければなりません。
- 検査用スキャンツール
 - ☑ 認定された検査用スキャンツールを使用しなければなりません。
- ID・パスワードの不正使用または幫助の禁止
 - ☑ 他者のIDを使用してOBD検査/確認をしてはいけません。(なりすましの禁止)
 - ☑ IDを事業場以外の者へ貸し渡し、使用させてはいけません。
(ID等の不正使用の幫助の禁止)
- 実施する車両
 - ☑ 自らの事業場において点検整備を行う(行った)車両にのみ実施できます。

OBD検査用サーバには、検査結果の他、
いつ、どのID(名前)で行ったか
全て記録が残ります。



通達

- ・「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)
- ・「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」(令和6年3月28日付け国自整第267号)

OBD検査/確認のルール②

- OBD確認後、検査コースへの持込検査までの間の改造等の禁止
 - ☑ OBD確認後、検査コースへの持込までの間に「OBD検査の可否に影響を及ぼす整備または改造」を行ってはいけません。行った場合、持込までの間にもう一度OBD確認を実施します。
- 「替え玉」の禁止
 - ☑ 車両情報を入力した車両と別の車両のOBD検査/確認データを送信してはいけません。
- OBD検査で補助者が行える作業範囲
 - ☑ VCIの取り付け、アプリへの車両情報の入力、補助者が行ってもよいです。
 - ☑ ただし、同一性の確認、入力内容の真正性については、検査員が責任をもって確認しなければいけません。

ログインは、
検査員が検査員のIDで



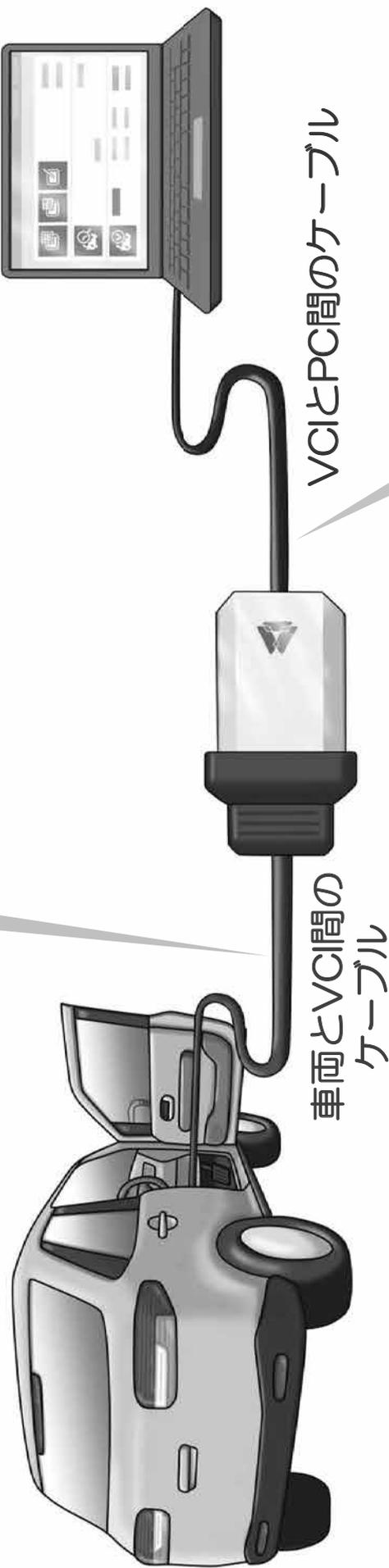
通 達

「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)

接続ケーブルを使う場合は

こちらは
ツールメーカー製の **認定品** で

⚠ 非認定の社外品延長ケーブルはNG



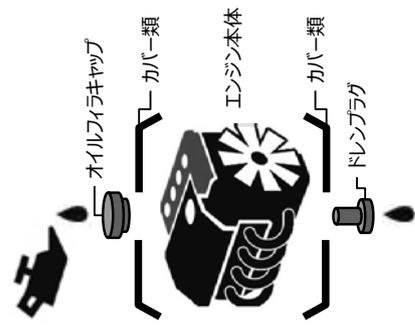
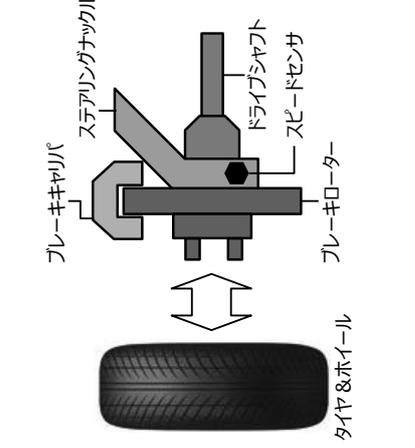
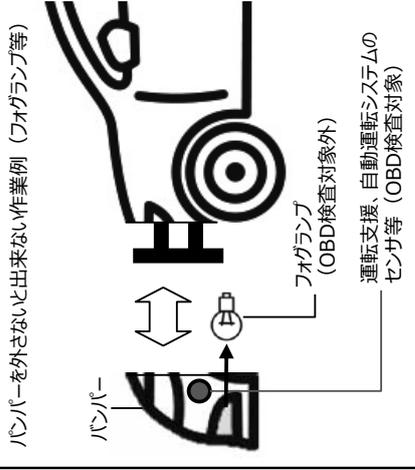
こちらは どちらでも

OBD検査における検査合理化の適用判断について

「OBD検査の合否に影響を及ぼす」可能性のある作業

※DTCの入力条件等は車両により異なり、詳細な作業までを全て示すことは困難なためご了承ください
 (将来の車両開発まで加味をした内容では無く、現時点の考え方を整理したのになります)

＜ご参考：実作業でのケーススタディ（一例）＞

作業例	エンジンオイル交換	タイヤ&ホイール脱着	バンパー脱着
関係部品 イメージ	 <p>オイルフイキャップ パン エンジン本体 ドレンプラグ</p>	 <p>ステアリングナックル ドライブシャフト スピードセンサ タイヤ&ホイール</p>	 <p>バンパー フォグランプ (OBD検査対象外) 運転支援、自動運転システムのセンサ等 (OBD検査対象)</p>
①対象装置の構成部品の脱着、もしくは取付位置が変更する作業	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上図の場合、交換するために対象装置の脱着の必要がない 	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上図の場合、脱着するために対象装置の脱着の必要がない 	<p>【該当あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上図の場合、交換するために対象装置の脱着も必要 (バンパーに該当装置あり)
②ECUに記憶される学習値等が消失される作業	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ECUへの学習等の作業なし 	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ECUへの学習等の作業なし 	<p>【該当の可能性がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転支援、自動運転システムのセンサ等の脱着時にエーミング等が必要な場合は該当
③スキャンツール等によるALLダイアグ消失する作業	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイアグコード等を消失する作業なし 	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイアグコード等を消失する作業なし 	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイアグコード等を消失する作業なし
合理化可否	合理化 可	合理化 可	合理化 不可 (上図の場合は)

各パターンでの該当有無

システム登録情報の更新【通常の変更編】

● 事業場の情報に変更があったら

OBD検査システムの登録情報変更

● をお忘れなく!!

- 事業場名称の変更
- 事業場所在地の変更



- 検査員の選任・解任 工員の変更



システム登録情報の更新【新規、番号変更編】

※システム上の指定番号
が変わらないものを除く。

新規システム登録

認証⇒指定

指定廃止新規

- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能(情報更新)となるまでに通常1～2週間かかります。

！ 運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに

OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、

あらかじめOBD検査システムへの申請を行ってください。



- ✓ 申請時に入力求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)

- ✓ 申請時に添付求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。

運輸局への申請書(届出書)

- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の指定(認証)後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。

システム登録情報の更新【指定廃止新規、認証譲渡編】

指定廃止新規

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 指定番号、事業場名等の変更を申請してください。

※システム上の指定番号

が変わらない場合、事業場名のみ変更
(何も変わらなければ対応不要です。)

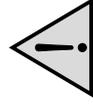
OCRに記入する数字と同じです。

引き継ぐことで、
過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法



- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。



・過去の検査結果等の情報は参照不可
・新たな事業場IDで、検査員/工員の登録を含む、一連の初期設定が必要
・初期設定が完了するまでの間、OBD検査ができない時間帯が発生

認証譲渡

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 事業場名等の変更を申請してください。
- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。

引き継ぐことで、
過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法

災害・障害時の「特例措置」①

○ OBD検査用サーバーの障害や通信障害等、整備事業者の責任以外でOBD検査が実施できない場合、特例措置(テルテール確認による可否判定に切り替える)を実施する。

対象

機構のOBD検査用サーバーの障害

通信障害・電力障害

OBD検査用サーバーのアップデートなど
整備工場の責でないと機構が認めた場合

対象外

自社の保有する機器の障害

『OBD確認』

検査用スキヤンツールまたは
自動車のOBDの不具合

特例措置の内容

機器による検査に代え、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断



特例措置で検査を実施しお客様に返却したクルマは、後日再度入庫いただきスキヤンツールでやり直さなければならぬ？

- ・法令・通達上、その必要はありません。
- ・自主的にその確認を行っていただくこと自体に問題はありません。



通達

「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号)

災害・障害時の「特例措置」②

サーバー障害

緊急時はココでお知らせします



対応の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

特例措置により検査実施

- ・サーバー障害の場合は自動車技術総合機構が障害を認定
- ・障害認定日時より、復旧日の24:00まで、特例措置適用

通信・電力障害

対応の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

通信会社/電力会社に確認

特例措置により検査実施

- ・整備工場の判断で特例措置適用可
- ・障害発生の実事が確認できる記録を2年間保存
- ・障害発生日の24:00まで、特例措置適用

- ・通信会社/電力会社のHPの写し
- ・問い合わせ履歴 等

OBD検査に関するご質問



■ OBD検査ポータル

<https://www.obd.naltec.go.jp/>



■ 国土交通省

『自動車の電子的な検査（OBD検査）について』

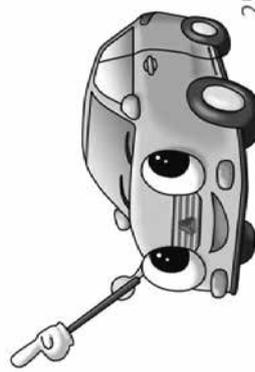
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD.html



■ OBD検査コールセンター

0570-022-574

9:00 ~ 17:00（12月29日から1月3日を除き、年中無休）



10, OBD検査システム利用事業者の各種申請等における取扱について

【別紙】

国 自 整 第 268 号
令 和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について

令和6年10月から開始される OBD 検査（目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。）の実施のため、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）では、OBD 検査システムを管理、運用している。

自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が当該システムを利用するためには、認証番号又は指定番号による申請等が必要となるが、申請から利用可能となるまでには日数を要することとなるため、新規指定等と同日に当該システムを利用可能とするためには、運輸局及び運輸支局（兵庫陸運部及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）での新規指定等の審査と並行して、機構での OBD 検査システムの申請内容の審査を行う必要がある。

また、指定取消等の行政処分後の OBD 検査システムの不正使用を防ぐため、機構において必要な措置を迅速に行う必要がある。

これらのことから、運輸支局（兵庫陸運部を含む。以下同じ。）への事業者からの申請及び運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による行政処分に係る情報を機構に共有する必要があるところ、別紙のとおり「OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針」を定めたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長及び機構理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針

1. 申請又は届出があった際の連絡について

(1) 自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定の申請

運輸支局は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 79 条又は第 94 条の 2 の申請があった際は、当該申請を行った者に対し自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けると同時に OBD 検査システムの利用開始（自動車特定整備事業者として OBD 検査システムを利用している場合であって、指定自動車整備事業の指定と同時に新たに OBD 検査モードを利用開始する場合を含む。）を希望するか、申請者に確認する。当該申請者が同時利用開始を希望する場合にあつては、必要な手続きの方法として以下の事項を案内する。

- ・ OBD 検査システムの申請時に入力求められる、認証番号又は指定番号については、未定であるため、代わりに次の番号を入力すること
『管轄運輸支局コード（2桁）＋事業場の電話番号（10～11桁）』
- ・ OBD 検査システムの申請時に添付求められる、認証書又は指定書については、未交付であるため、代わりに運輸支局への申請書（事業場の名称、事業場の所在地が確認できる部分）の写しを添付すること

上記の希望があつた場合、運輸支局は、次に掲げる項目を遅滞なく機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があり、かつ、当該申請者から OBD 検査システムの申請があつた場合には、利用開始の日までの審査完了に向けて準備を進める。

- ①申請の種別（新規認証、新規指定又は廃止新規）
- ②認証番号（新規指定の場合に限る。）
- ③廃止される事業場の指定番号（廃止新規の場合に限る。）
- ④事業場の名称
- ⑤事業場の所在地

また、運輸局等は、当該申請者が OBD 検査システムを同時利用開始できるよう、次の⑥及び⑦の項目が確定次第（遅くとも認証又は指定の予定日（認証又は指定を行う可能性のある日のうち最も早い日とする。以下同じ。）の前開庁日までに）、①～⑤の項目にこれらの項目を追加し、機構へ電子メー

ルにより連絡する。(予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。)

⑥認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号)

⑦認証又は指定の予定日

運輸局等は、当該認証又は指定の日が確定した場合は、直ちに④～⑥の項目と認証又は指定の日を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は当該認証又は指定の日に、当該申請者が利用開始できるようシステム処理を行う。

(2) 廃止届出

運輸支局は、法第 81 条第 2 項(第 94 条の 9 において準用する場合を含む。)の廃止の届出があった際は、速やかに次に掲げる項目を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があった場合には、当該事業場の OBD 検査システムに登録されている情報を確認し、利用停止手続きがされていなかったときは速やかに事業場 ID 及びユーザー ID の削除を行う。

①事業場の名称

②事業場の所在地

③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号)

④廃止日

(3) 変更届出等

運輸支局は、法第 81 条第 1 項の変更届出(事業場の名称又は事業場の所在地に関するものに限り、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 62 条の 2 の 2 第 2 項及び指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第 5 条第 3 項の届出の際に行うものも含む。)又は法第 94 条の 4 第 3 項の自動車検査員の変更の届出があった際は、機構の OBD 検査システムに登録されている情報の変更についても案内する。

2. 行政処分等を行う際の連絡について

運輸局は、次表に掲げる行政処分を行う際には、当該行政処分の種類に応じ、次表に掲げる項目を、次表に掲げる連絡期日までに機構へ電子メールにより連絡する。

(予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。)また、次表に掲げるシステム上の処理を行う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者へ速やかに連絡する。

機構は、運輸局から連絡があった場合には、次表に掲げるシステム上の処理を行

う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者には速やかに連絡し、当該行政処分の効力が発生する日と同日に実施する。

処分の種類	項目	連絡期日	システム上の処理
処分の種類 (全処分で共通)	①事業場の名称 ②事業場の所在地	当該処分が効力を発生する前開庁日	
	③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④停止予定期間		
事業の停止命令 (法第 93 条)	③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④停止予定期間		事業場 ID の削除
認証の取消 (法第 93 条)	③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④取消の予定日		事業場 ID の削除
自動車検査員の解任命令 (法第 94 条の 4 第 4 項)	③指定番号 ④解任される自動車検査員の氏名 ⑤解任の予定日		解任された自動車検査員の利用者区分を「検査員」から「工員」に変更
保安基準適合証等の交付停止命令 (法第 94 条の 8 第 1 項)	③指定番号 ④停止予定期間		事業場 ID の種別を指定工場(OBD 検査不可)に変更
指定の取消(認証の取消を含まない場合に限る) (法第 94 条の 8 第 1 項)	③認証番号 ④指定番号 ⑤取消の予定日		事業場 ID の種別を認証工場に変更

3. 機構への連絡方法

電子メールでの機構への連絡方法は以下のとおり。

<p>■宛先 : 自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター OBD_center@naltec.go.jp</p> <p>■件名 : 『【〇〇運輸支局(※運輸局等の名称)】〇〇情報(※申請、届出又は処分区分)の共有』</p>

附 則 (令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 268 号)

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別添

国自整第 268 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針に
ついて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸
部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたし
ます。

国自整第 268 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針に
ついて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸
部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴機構内において周知をお願いいた
します。



OBD検査システムへの申請を行う整備事業者様へ

- OBD検査/OBD確認を行う場合、OBD検査システムへの申請が必要です。
- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能となるまでに通常1～2週間かかります。

! 運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、
あらかじめOBD検査システムへの申請を行っていただきます。



- ✓ 申請方法は「OBD検査ポータル」をご確認ください。
- ✓ 申請時に入力求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)

- ✓ 申請時に添付求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。

運輸局への申請書(届出書)

- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の決裁後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。



システム申請時の入力画面イメージ

利用者管理システム お問い合わせ

事業場ID申請 文字サイズ 標準 拡大

事業場IDを申請する事業場の内容を入力の上、確認ボタンを押下してください。

申請種別 個別申請 グループ申請

事業場種別 指定工場 (OBD検査実施可) 指定工場 (OBD検査実施不可) 認証工場

事業場情報

メールアドレス: 必須 半角で入力してください。

管理責任者名: 必須

事業場の名称: 必須

事業場の略称: 略称は、ログインユーザーの所属名称欄に表示されます。

事業場の所在地: 必須

事業場の電話番号: 必須

管轄運輸支局: 必須

指定番号: 必須 全角で入力してください。

指定書の写し: 必須 ファイルを選択してください 参照

確認

『指定番号』『認証番号』

未定の場合 ▶

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10~11桁)

『指定書の写し』『認証書の写し』

未交付の場合 ▶

運輸局への申請書(届出書)

詳しくは
こちら ▶



OBD検査
ポータル



OBD ポータル





変更届出 を行った整備事業者様へ

OBD検査システムの登録情報変更

もお忘れなく !!

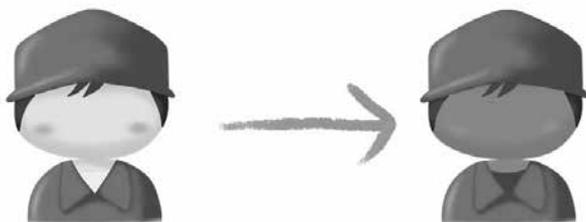
☑ 事業場名称の変更



☑ 事業場所在地の変更



☑ 検査員の選任・解任 工員の変更



システム登録情報変更の画面イメージ

『事業場管理』
↓
『事業場情報』

事業場情報

登録されている事業場情報を表示しています。修正や利用停止を行う場合はいずれかのボタンを押下してください。

事業場情報詳細

事業場種別 指定工場 (OBD検査実施可) 指定工場 (OBD検査実施不可) 総経工場

事業場情報	ユーザーID 1:	4100000G000
	メールアドレス 1:	user6@example.com
	管理責任者名 1:	交通 ゆうき
	ユーザーID 2:	4100000G001
	ユーザーID 3:	4100000G002
	事業場の名称:	OBDモーターズ港支店
	事業場の略称:	OBDモーターズ港
	事業場の所在地:	神奈川県川崎市○○区○○町
	事業場の電話番号:	00-0000-0001
	管轄運輸支局:	関東運輸局 神奈川県川崎市
	指定番号:	999999
	指定書の写し:	sitesyo-2024_42.pdf

利用停止 修正

『修正』

事業場情報修正

事業場の情報を修正のうえ、確認ボタンを押下してください。

事業場種別 指定工場 (OBD検査実施可) 指定工場 (OBD検査実施不可) 総経工場

事業場情報

ユーザーID 1: 4100000G000 [削除]

メールアドレス 1: user6@example.com

メールアドレス 1 (確認): [確認]

管理責任者名 1: 交通 ゆうき [追加]

ユーザーID 2: 4100000G001 [追加]

ユーザーID 3: 4100000G002 [追加]

事業場の名称: OBDモーターズ港支店

事業場の略称: OBDモーターズ港

事業場の所在地: 神奈川県川崎市○○区○○町

事業場の電話番号: 00-0000-0001

管轄運輸支局: 関東運輸局 神奈川県川崎市

戻る 確認

内容修正

『確認』

詳しくは
こちら



OBD検査
ポータル



OBD ポータル



11, 持込み検査を行う際の注意事項

構内事故防止に ご協力願います



サイドスリップテスト終了後、停止しようとした時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。



サイドスリップ検査時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。

ペダルの
踏み間違いに注意！！



検査コース入り口からテスト進入時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。



駐車場で、駐車しようとする際にペダルを踏み間違い、フェンスに衝突。

焦らず、落ち着いて
確実な操作を！！

アクセルとブレーキの踏み間違い事故が多発しております。（令和5年度16件）
構内での移動や検査コースへ入場の際は、十分に注意されますようお願いいたします。

軽自動車検査協会 宮城主管事務所

受検者の皆様へ

スピードメーター検査時に検査ローラーが降下する前に車両を前進させ、ヘッドライトテストに接触する事故が発生しました。



スピードメーター検査前には、次の2点を確認！！

- ・ 前輪停止位置に前輪タイヤが止まっていること
- ・ 検査ローラー（黄色）が降下していること



良い例



悪い例



検査中にアクセルを踏んで前進する場合は、直ちに検査を中断し、検査職員へ申し出てください。



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

12,重量税確認システム

宮城県自動車税納税確認システム

一般利用者向け操作マニュアル

目次

一般利用者向け操作マニュアル	1
1. ログイン画面	3
1.1. ログイン	3
2. パスワード変更画面	5
2.1. パスワード変更	5
3. 検索画面	7
3.1. 車両継続検査実施可否検索	7
3.2. クリア	9
3.3. 以前のパスワード変更から一定期間が経過した場合	11

1. ログイン画面

1.1. ログイン

利用者 ID、パスワードを入力して、ログインボタンを押下します。

利用者ログイン画面

利用者ID

パスワード

[パスワード変更](#)

[初めて利用される方はこちらへ](#)

[パスワードを忘れた方はこちらへ](#)

初回ログインの場合は、パスワード変更画面を表示します。「2.1 パスワード変更」の手順でパスワードを変更します。

パスワード変更

*新しいパスワードは英数混在の6桁以上で入力してください。

利用者ID test000

現在のパスワード

新しいパスワード

新しいパスワード(再入力)

戻る パスワード変更

2回目以降のログインの場合は、パスワード変更画面は表示されず、検索画面に遷移します。「3.1 車両継続検査実施可否検索」の手順で検索を実施します。

検索

パスワードの変更が完了しました。

利用者ID test000 利用者名 〇〇自動車有限会社

*検索する自動車の登録番号と車台番号(下4桁)を入力して、検索ボタンを押下してください。最大10件まで同時検索可能です。

登録番号				車台番号	結果
登録番号				車台番号	結果
登録番号				車台番号	結果
登録番号				車台番号	結果
登録番号				車台番号	結果
登録番号				車台番号	結果
登録番号				車台番号	結果
登録番号				車台番号	結果
登録番号				車台番号	結果
登録番号				車台番号	結果

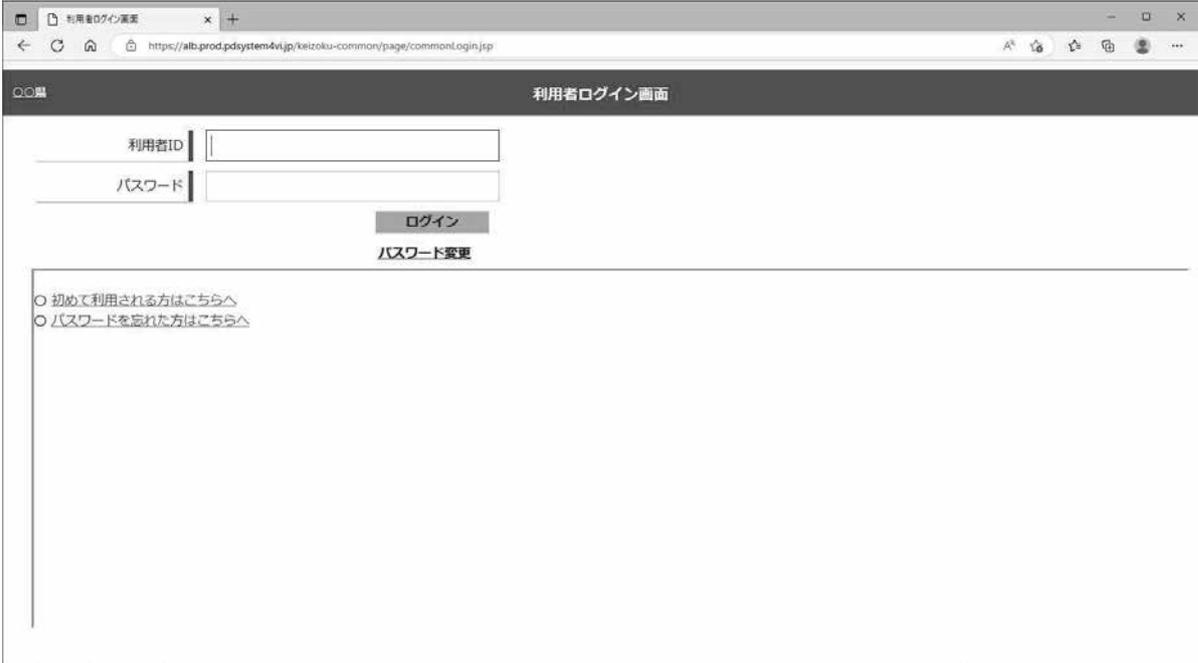
結果のみクリア クリア 検索

検索結果は「重検可:○」、「重検不可:×」、「入力した自動車が存在しません:-」、「メンテナンス:-」となります。終了するときはxボタンをクリックしてください。

2. パスワード変更画面

2.1. パスワード変更

ログイン画面から利用者 ID、パスワードを入力して、パスワード変更リンクを押下します。



The screenshot shows a web browser window with the URL `https://alb.prod.pdsystem4vijp/keizoku-common/page/commonLogin.jsp`. The page title is "利用者ログイン画面" (User Login Page). It features a login form with two input fields: "利用者ID" (User ID) and "パスワード" (Password). Below the password field are two buttons: "ログイン" (Login) and "パスワード変更" (Change Password). Underneath the buttons, there are two links: "○ 初めて利用される方はこちらへ" (Click here for first-time users) and "○ パスワードを忘れた方はこちらへ" (Click here if you forgot your password).

現在のパスワード、新しいパスワード、新しいパスワード（再入力）を入力して、パスワード変更ボタンを押下します。パスワードを変更する旨の確認メッセージが表示されるので「OK」を押下します。

新しいパスワードは英数字混在かつ8文字以上を入力する必要があります。

ブラウザのアドレスバーには <https://alb.prod.pdsystem4vj.jp/keizoku-common/ZNO003C.do> が表示されています。

モーダルダイアログのタイトルは「alb.prod.pdsystem4vj.jp の内容」で、内容は「パスワードを変更します。よろしいですか？」です。ボタンには「OK」と「キャンセル」があります。

背景のフォームには、利用者ID: test000、現在のパスワード、新しいパスワード、新しいパスワード(再入力)の入力欄と、「戻る」と「パスワード変更」のボタンがあります。

検索画面を表示します。「3.1 車両継続検査実施可否検索」の手順で検索を実施します。

ブラウザのアドレスバーには https://alb.prod.pdsystem4vj.jp/keizoku-common/ZNO003C.do?_Action=_a_updateAction が表示されています。

検索画面のメッセージは「パスワードの変更が完了しました。」です。利用者ID: test000, 利用者名: ○○自動車有限公司と表示されています。

検索条件の説明: 「* 検索する自動車の登録番号と車台番号（下4桁）を入力して、検索ボタンを押下してください。最大10件まで同時検索可能です。」

登録番号	車台番号	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果

検索ボタン: 結果のみクリア | クリア | 検索

検索結果の説明: 「検索結果は「重検可:○」、「重検不可:×」、「入力した自動車が存在しません:-」、「メンテナンス:-」となります。終了するときはxボタンをクリックしてください。」

3. 検索画面

3.1. 車両継続検査実施可否検索

登録番号、車台番号の下4桁を入力して、検索ボタンを押下します。同時に最大10台の検索が可能です。

※検索ボタン押下前の画面イメージ

The screenshot shows a web browser window with the URL <https://alb.prod.pdsystem4v.jp/keizoku-common/ZNO004C.do>. The page title is "検索" (Search). The user ID is "test000" and the user name is "〇〇自動車有限公司". A message states: "※検索する自動車の登録番号と車台番号（F4桁）を入力して、検索ボタンを押下してください。最大10件まで同時検索可能です。" (Please enter the registration number and chassis number (4 digits) of the vehicle to be searched, and click the search button. Up to 10 simultaneous searches are possible.)

登録番号	〇〇	000	い	1	車台番号	3001	結果
登録番号	◆◆	000	い	2	車台番号	0001	結果
登録番号	△△	000	い	2	車台番号	3001	結果
登録番号	〇〇	000	い	13	車台番号	3001	結果
登録番号	〇〇	000	い	14	車台番号	3001	結果
登録番号	□□	000	い	15	車台番号	3001	結果
登録番号	〇〇	000	い	16	車台番号	3001	結果
登録番号	◆◆	000	い	17	車台番号	3001	結果
登録番号	〇〇	000	い	18	車台番号	3001	結果
登録番号	〇〇	000	い	19	車台番号	3001	結果

Buttons: 結果のみクリア, クリア, 検索

検索結果は「車検可：○」、「車検不可：×」、「入力した自動車が存在しません：-」、「メンテナンス：-」となります。終了するときはxボタンをクリックしてください。

検索条件に合致する自動車が車検可の場合は結果項目に「○」が表示されます。一方、車検不可の場合、「×」が表示されます。入力した登録番号、車台番号に合致する自動車が見つからない場合等は「-」を表示します。なお、車台番号の入力を連続して 5 回誤った場合、その登録番号については一定時間「★」が表示されます(*1)。

※検索ボタン押下後の画面イメージ

検索

利用者ID test000 利用者名 ○○自動車有限公司

*検索する自動車の登録番号と車台番号（F4桁）を入力して、検索ボタンを押下してください。最大10件まで同時検索可能です。

登録番号	車台番号	結果
○○ 000 い 1	3001	○
◆◆ 000 い 2	0001	-
△△ 000 い 2	3001	×
○○ 000 い 13	3001	★
○○ 000 い 14	3001	×
□□ 000 い 15	3001	-
○○ 000 い 16	3001	×
◆◆ 000 い 17	3001	-
○○ 000 い 18	3001	×
○○ 000 い 19	3001	○

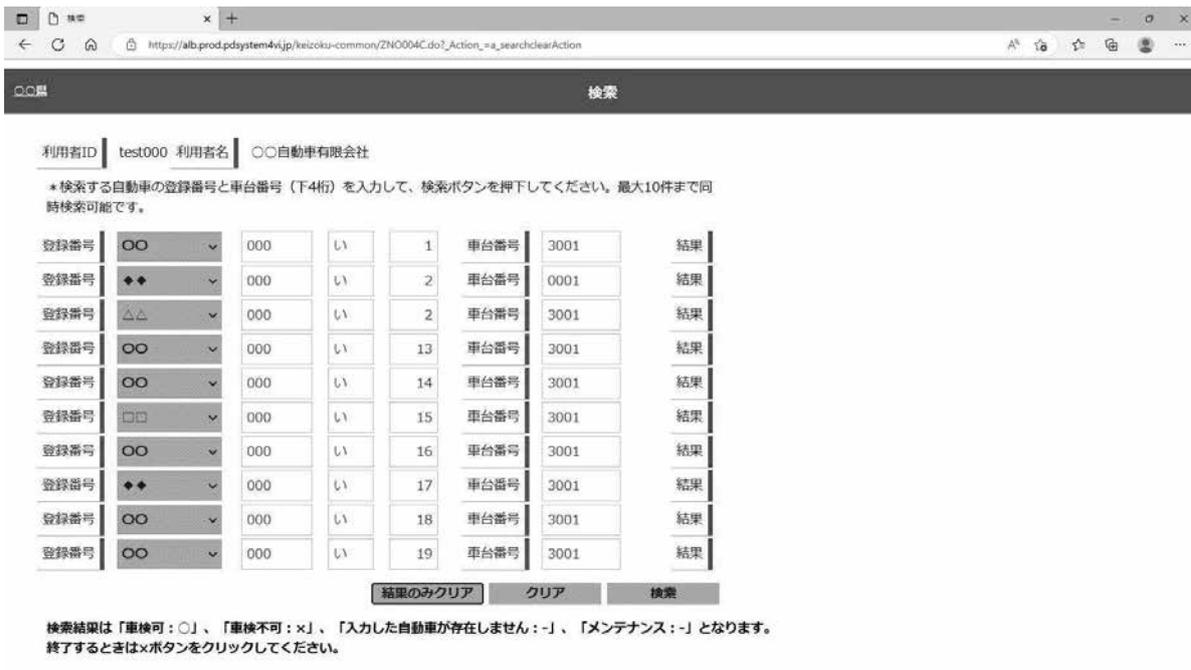
結果のみクリア クリア 検索

検索結果は「車検可：○」、「車検不可：×」、「入力した自動車が存在しません：-」、「メンテナンス：-」となります。終了するときは×ボタンをクリックしてください。

3.2. クリア

検索画面には「結果のみクリア」ボタン、「クリア」ボタンがあります。
「結果のみクリア」ボタンを押下した場合は、結果のみをクリアします。

※結果のみクリアボタン押下後の画面イメージ



The screenshot shows a web browser window with the URL `https://alb.prod.pdsystem4.jp/keizoku-common/ZNO004C.do?_action=_a_searchclearAction`. The page title is "検索" (Search). The user ID is "test000" and the user name is "〇〇自動車有限公司". A message states: "※検索する自動車の登録番号と車台番号（F4桁）を入力して、検索ボタンを押下してください。最大10件まで同時検索可能です。" Below this is a table with 10 rows of search results. Each row contains a registration number dropdown, a registration number input field (000), a status dropdown (い), a count input field (1-19), a vehicle number input field (3001), and a "結果" (Result) button. At the bottom, there are three buttons: "結果のみクリア" (Clear Results Only), "クリア" (Clear), and "検索" (Search). A note at the bottom reads: "検索結果は「車検可：○」、「車検不可：×」、「入力した自動車が存在しません：-」、「メンテナンス：-」となります。終了するときはxボタンをクリックしてください。"

登録番号	登録番号	車台番号	結果
〇〇	000	1 3001	結果
◆◆	000	2 0001	結果
△△	000	2 3001	結果
〇〇	000	13 3001	結果
〇〇	000	14 3001	結果
□□	000	15 3001	結果
〇〇	000	16 3001	結果
◆◆	000	17 3001	結果
〇〇	000	18 3001	結果
〇〇	000	19 3001	結果

結果のみクリア クリア 検索

検索結果は「車検可：○」、「車検不可：×」、「入力した自動車が存在しません：-」、「メンテナンス：-」となります。終了するときはxボタンをクリックしてください。

「クリア」ボタンを押下した場合は、登録番号、車台番号、結果すべてをクリアします。

※クリアボタン押下後の画面イメージ

利用者ID test000 利用者名 ○○自動車有限会社

*検索する自動車の登録番号と車台番号（F4桁）を入力して、検索ボタンを押下してください。最大10件まで同時検索可能です。

登録番号	車台番号	結果																											

結果のみクリア クリア 検索

検索結果は「車検可：○」、「車検不可：×」、「入力した自動車が存在しません：-」、「メンテナンス：-」となります。
終了するときはxボタンをクリックしてください。

3.3. 365 日間パスワードが変更されない場合のお知らせ

365 日間パスワードの変更がされない場合には、下図のようなパスワード変更を促すメッセージが表示されます。ログイン画面の「パスワード変更」よりパスワードの変更を実施してください。なお、当該メッセージ表示された場合でも各機能は通常どおり利用することができます。



13.納税証明書の有効期間の取り扱いについて

自動車税種別割納税証明書の有効期間の取り扱いについて

○納税証明書の変更点

納税証明書の「本書の有効期限」の下に使用期限として『この証明書は、左の領収日が▲▲ ○年○月○日までのものに限り使用できます』という文章が追加されています。

令和6年度から実施の証明書欄

The diagram shows a form titled "自動車税納税証明書" (Vehicle Tax Payment Certificate) for "継続検査（構造等変更検査）用" (Continuation Inspection (Structural Modification Inspection) use). The form includes fields for "登録番号" (Registration Number), "(車台番号)" (Chassis Number), and "本証明書の有効期限" (Validity Period of this Certificate). Below these is the signature line for the "宮城県○○県税事務所長" (Miyagi Prefecture Tax Office Chief). A "領収日付印" (Receipt Date Stamp) box is present, with a callout bubble stating: "領収日付印の日付けが「使用期限」の範囲内であるか確認。範囲外の場合は使用不可" (Check if the date on the receipt stamp is within the 'validity period' range. If outside the range, it is unusable). A "運輸支局確認欄" (Transportation Bureau Confirmation Box) contains the text: "この証明書は、左の領収日付印が▲▲○年○月○日までのものに限り使用できます。" (This certificate can only be used for receipts dated ▲▲○年○月○日 or earlier). A second callout bubble points to this box and says: "使用期限を追加" (Add validity period).

○領収日の日付けが「使用期限」を過ぎている場合

有効な納税証明書として使用することが出来ない（納税確認が出来ない）ため、県税事務所にて納税の確認を受け有効な納税証明書を発行してもらう必要があります。

※他都道府県の納税証明書についても同様に「使用期限」が記載されているものがあるため、申請の際は領収日付印について必ずご確認ください。

※二輪車（バイク）の納税証明書については従前通り原本提示が必要となります。

14, 窓口からのOCR記入時、検査受験時のお願い

窓口からのOCR記入時のお願い

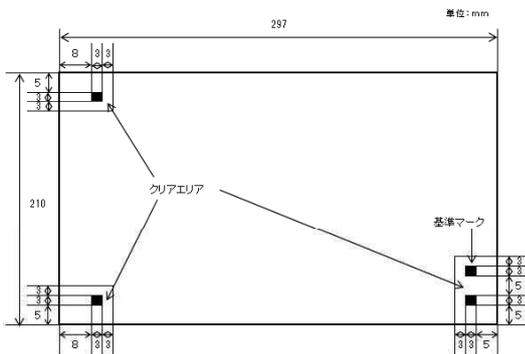
コピーしたOCRシートは、機械が読み取れません！

国土交通省のWEB上で公開しているOCR様式印刷サイトよりダウンロードするか、窓口にて配布しているものを使用してください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000028.html



OCR申請書の印刷等に関する注意事項



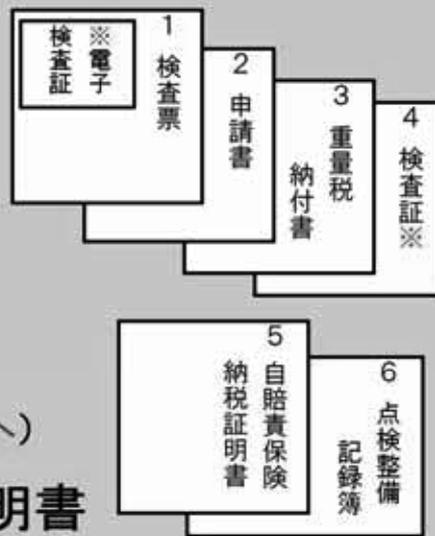
OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	読取除去後のイメージ	読取結果
			456
	文字枠はドロップアウトするため、読取時は記入文字のみになる	(ドロップアウトしたため)	切り取った領域以外のイメージで読取集約を行う
			1??
	文字枠は読取のため、読取時は文字枠も読取	読取除去後の位置情報に正しい読取結果	読取除去の先後や記入文字の欠けが発生し、読取集約で読取やリジェクトになる

- 印刷色 様式の枠線や文字等の色は黒を使用してください。
- 裏面への印字 OCRの読み取り※に影響が出るため、裏面への印字やペン等による記入は一切しないでください。オフセット印刷又はレーザープリントしたものであることが必要です。インクジェットプリンタでの印刷は、印刷特性によりOCRの読み取りに影響が出るためご注意ください。
- 印刷方法 OCR申請書は電子機器で読み取りを行うため、OCR申請書をコピーしたものは、印刷のスレやかすれが発生する恐れがあり、読み取りに支障がでるため、申請には使用できません。必ず、プリンタから直接印刷したものを使用してください。また、窓口等で配布しているOCR申請書も同様にコピーしたものは使用できませんのでご注意ください。
- 申請書のコピー PDF印刷時の設定画面において、必ず、「実際のサイズ」を選択して印刷してください。
- 印刷時の設定

検査受検時のお願い

スムーズに受検していただくため、継続検査等受検の際は、申請書類等を下記の順番に並べ、バインダー等で編綴して頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

1. 検査票
2. 申請書
(OCRシート軽専用2号又は3号)
3. 重量税納付書
4. 自動車検査証
(※電子検査証の場合は一番上へ)
5. 自賠責保険・納税証明書
(書面提示の場合)
6. 点検整備記録簿



もう一度、確認をお願いします。

- 検査票はボールペンで漏れなく記載されていますか？
- 受付は終わっていますか？
- 申請書に手数料の表示はありますか？
- 重量税印紙は貼ってありますか？
- 自賠責の保険期間は足りていますか？
- 点検記録簿はありますか？(検査票から切り離してください)

※領収書等検査に必要なものはお手元にて保管してください。

業務効率化へのご理解とご協力をお願いいたします。



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

宮城主管事務所

振興会・商工組合関係

1,第57回「整備需要等の動向調査」集計結果について

別紙2

令和6年9月

第57回「整備需要等の動向調査」集計結果について

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

I. 調査目的

本調査は、自動車整備事業場における整備需要等の動向について、直近の6か月間における業績および向こう6か月間の業績予想を把握することにより、自動車整備業界の発展に資するために、半年毎に実施しているものである。

II. 調査時期および調査地区

- ・ 調査時期 : 令和6年7月
- ・ 調査地区 : 全国

III. 調査対象および回収数

- ・ 調査対象 : 専業の認証
: 専業の指定
: デイラーの指定
- ・ 総回収数 :
回収数 232 (21.8%) ※兼業認証 43 事業場を含む
回収数 502 (47.2%) ※兼業指定 108 事業場を含む
回収数 330 (31.0%)
1,064 (100%)

IV. 集計結果の概要

1. 令和6年1月～6月期の実績

(1) 総整備売上高

今期（令和6年1月～6月）の総整備売上高DIはプラス4.3でプラス圏を維持したが、前期（令和5年7月～12月、プラス13.5）より9.2ポイント低下して2年（4半期）ぶりに悪化した。

業態別では、専業認証が0.3ポイント低下してマイナス17.6、ディーラーが2.9ポイント低下してプラス38.5とわずかに悪化、専業指定は16.3ポイントの大幅な低下となり再びマイナス圏（マイナス8.0）に転落した。

(2) 総在庫台数

今期の総在庫台数DIはマイナス9.2で、前期（マイナス3.6）より5.6ポイント低下して2年ぶりに悪化した。

業態別では、専業認証が8.9ポイント上昇してマイナス14.7、ディーラーは0.1ポイント上昇してプラス3.1といずれも改善がみられるが、専業指定は16.8ポイントの大幅な低下となり再びマイナス圏（マイナス14.7）に転落した。

(注) DI = 「増えた」 + 「やや増えた」と回答した事業者の割合 - 「減った」 + 「やや減った」と回答した事業者の割合

2. 令和6年7月～12月期の予想

(1) 総整備売上高

来期（令和6年7月～12月）の予想総整備売上高DIはマイナス7.7で、前回調査（令和6年1月～6月、マイナス9.2）より1.5ポイント改善する。

業態別では、専業認証は4.9ポイント上昇してマイナス25.0、ディーラーは7.4ポイント上昇してプラス15.4といずれも改善するが、専業指定は3.2ポイント低下してマイナス14.9に悪化する。

(2) 総在庫台数

来期の予想総在庫台数DIはマイナス15.7で、前回調査（マイナス16.9）より1.2ポイント改善する。

業態別では、専業認証は7.9ポイント上昇してマイナス23.3、ディーラーは1.6ポイント上昇してマイナス6.4といずれも改善するが、専業指定は2.2ポイント低下してマイナス18.3に悪化する。

(注) DI = 「増える」 + 「やや増える」と回答した事業者の割合 - 「減る」 + 「やや減る」と回答した事業者の割合

3. 整備業界全体の現在の景況感

今回調査（令和6年7月）の整備業界全体の景況感D Iはマイナス36.4で、前回調査（令和6年1月、マイナス38.8）から2.4ポイント上昇、過去最高を更新した。

業態別に前回調査と比べると、專業認証は6.7ポイント上昇、專業指定は1.3ポイント上昇、ディーラーは1.7ポイント上昇していずれも改善、すべての業態で過去最高を更新した。

（注）D I = 「かなり良い」 + 「やや良い」 と回答した事業者の割合 - 「かなり悪い」 + 「やや悪い」 と回答した事業者の割合

4. 整備士（労働力）の過不足感

今回調査（令和6年7月）の整備士（労働力）の過不足感D Iはマイナス66.5で、前回調査（令和6年1月、マイナス68.0）より1.5ポイント改善した。

業態別に前回調査と比べると、專業認証は4.8ポイント、專業指定は1.9ポイント改善したが、ディーラーは2.1ポイント悪化した。

（注）D I = 「過剰」 + 「やや過剰」 と回答した事業者の割合 - 「不足」 + 「やや不足」 と回答した事業者の割合

5. 整備士の求人募集の実績

今期（令和6年1月～6月）に整備士の求人募集を実際に行った事業場の割合は59.7%で、前期（令和5年7月～12月、60.5%）より0.8ポイント低下した。業態別の実施率は、專業認証は19.0%、專業指定は57.2%、ディーラーは92.1%となった。

募集経路（複数回答）は、実施率が高い順に「ハローワークに求人申込」44.5%、「自社 web サイトに掲載」24.9%、「民間求人サービスに掲載」22.9%となった。

（注）求人募集した事業者の割合(%)=100% - { (求人募集の実績について「何もしていない」と回答した事業者(%) + (求人募集の実績について「無記入」で回答した事業者(%)) }

V. 調査結果の推移 (第53回～第57回調査結果)

単位：%

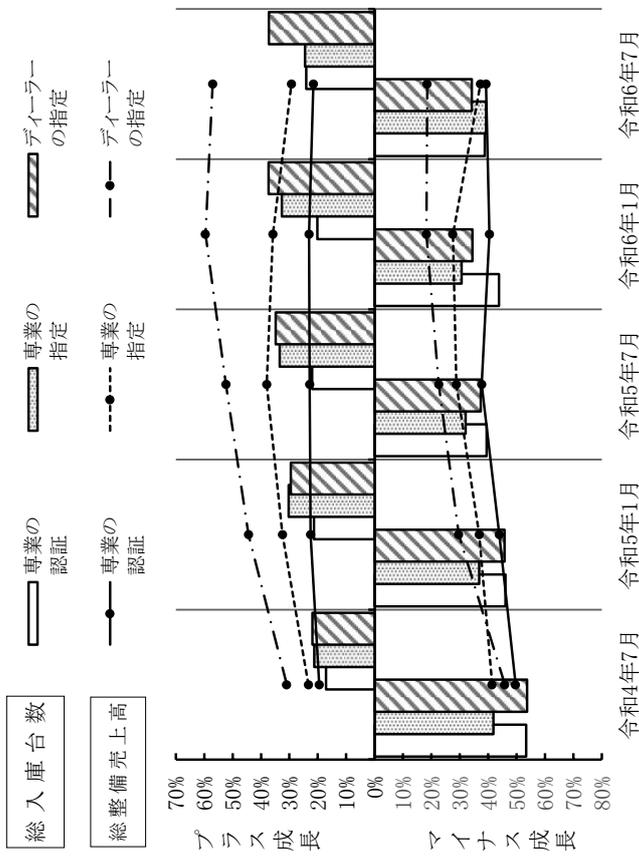
調査項目	専業の認識				専業の指定				デザイナーの指定				合計			
	4年7月	5年1月	5年7月	6年1月	6年7月	4年7月	5年1月	5年7月	6年1月	6年7月	4年7月	5年1月	5年7月	6年1月	6年7月	
1. 直近6か月間の実績 (前年同期比)																
(1) 総整備売上高																
① プラス成長	19.5	22.5	22.9	23.1	21.6	23.3	32.4	38.0	35.8	29.3	31.0	44.4	52.3	59.6	57.0	
② マイナス成長	49.6	43.9	37.7	40.4	39.2	41.3	36.8	28.8	27.5	37.3	45.8	29.6	22.6	18.2	18.5	
③ 変わらない	30.9	33.6	39.4	36.0	38.8	34.6	30.5	33.2	35.9	33.2	22.5	25.4	24.8	21.9	24.2	
④ 無回答	0.0	0.0	0.0	0.5	0.4	0.8	0.3	0.0	0.8	0.2	0.7	0.6	0.3	0.3	0.3	
(2) 総在庫台数																
① プラス成長	17.1	21.4	22.0	20.2	24.1	21.3	30.3	33.5	32.7	24.5	21.9	29.6	34.9	37.4	37.3	
② マイナス成長	53.3	46.1	39.4	43.8	38.8	41.8	36.8	32.0	30.6	39.2	53.6	45.7	37.3	34.4	34.2	
③ 変わらない	28.8	31.8	38.6	34.6	36.2	35.1	32.4	34.3	35.9	35.7	23.5	24.1	27.5	27.5	27.6	
④ 無回答	0.8	0.7	0.0	1.4	0.9	1.8	0.5	0.2	0.8	0.6	1.0	0.6	0.3	0.7	0.9	
2. 今後6か月間の業績予想 (前年同期比)																
(1) 総整備売上高																
① プラス成長	15.0	13.7	15.3	16.3	14.7	17.0	21.8	24.6	21.8	22.7	26.5	30.9	36.7	36.1	40.9	
② マイナス成長	50.8	46.5	40.7	46.2	39.7	42.0	33.2	32.0	33.5	37.6	47.4	34.4	29.4	28.1	25.5	
③ 変わらない	34.2	39.8	44.0	37.5	45.2	39.7	44.5	42.9	44.2	39.5	26.1	34.4	33.3	35.8	33.3	
④ 無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.3	0.5	0.5	0.5	0.2	0.0	0.3	0.6	0.0	0.3	
(2) 総在庫台数																
① プラス成長	14.6	12.2	14.0	15.9	15.9	16.3	21.0	23.6	19.2	20.3	21.9	25.7	29.1	26.8	29.7	
② マイナス成長	52.4	46.9	41.9	47.1	39.2	41.8	30.6	32.8	35.3	38.6	48.0	41.8	36.1	34.8	36.1	
③ 変わらない	31.8	39.8	44.1	36.5	44.0	39.9	47.4	42.9	45.0	40.1	30.1	31.9	34.2	37.4	33.6	
④ 無回答	1.2	1.1	0.0	0.5	0.9	2.0	1.0	0.7	0.5	1.0	0.0	0.6	0.6	1.0	0.6	
3. 整備業界全体の現在の景況感																
① かなり良い	0.4	0.0	0.0	1.0	0.9	0.5	0.3	0.5	0.5	0.4	0.3	0.6	0.6	0.0	0.0	
② やや良い	5.7	6.3	11.0	8.7	12.5	5.3	6.5	9.2	9.1	11.0	8.2	9.6	11.9	13.6	15.2	
③ どちらでもない	22.4	22.1	29.3	30.7	30.5	31.3	30.0	38.2	37.9	35.8	30.0	35.5	46.2	45.0	44.2	
④ やや悪い	52.4	50.6	47.9	44.2	42.7	50.8	50.8	43.2	41.8	42.8	44.8	44.4	35.8	34.4	34.2	
⑤ かなり悪い	17.9	19.9	11.0	14.9	13.4	10.8	11.9	8.4	9.9	9.4	16.7	9.3	5.2	6.3	6.4	
⑥ 無回答	1.2	1.1	0.8	0.5	0.0	1.3	0.5	0.5	0.8	0.6	0.0	0.6	0.3	0.7	0.0	

単位：%

業 態 調査項目	専 業 の 認 証			専 業 の 指 定			デ ィ ー ラ ー の 指 定			合 計		
	4年7月	5年1月	5年7月	6年1月	6年7月	6年7月	4年7月	5年1月	5年7月	6年1月	6年7月	6年7月
4. 整備士(労働力)の過不足感												
①不足	18.3	20.7	16.5	20.2	20.7	30.9	45.4	54.3	49.8	56.3	49.7	34.5
②やや不足	24.4	24.7	24.6	29.3	22.0	35.1	35.0	29.6	36.4	31.5	39.1	33.5
③適当	53.3	51.0	57.2	47.1	55.5	31.4	17.3	13.2	12.9	10.2	10.3	30.1
④やや過剰	2.4	1.8	1.3	2.4	0.9	1.3	2.0	1.6	0.3	2.0	0.6	1.1
⑤過剰	1.2	0.7	0.0	0.5	0.0	0.6	0.3	1.0	0.6	0.0	0.3	0.4
⑥無記入	0.4	1.1	0.4	0.5	0.9	0.4	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.4
5. 整備士の求人募集の実績 (複数回答)												
①ハローワークに求人申込	14.6	14.0	10.6	13.5	13.4	48.2	56.9	58.5	60.2	61.9	60.9	44.5
②民間求人サービスに掲載	4.5	5.9	3.4	3.8	2.2	17.9	37.6	36.0	38.2	42.7	44.8	22.9
③自社webサイトに掲載	4.5	2.6	3.4	3.4	3.9	16.1	44.4	46.6	38.2	60.6	53.6	24.9
④何もしていない	76.8	78.6	82.6	80.8	79.3	39.7	12.4	13.2	8.3	7.0	5.2	38.7
⑤その他	3.3	2.6	3.4	1.4	4.3	3.4	8.5	9.6	11.9	11.9	14.5	7.4
⑥無記入	3.3	2.6	1.7	0.5	1.7	1.8	1.6	2.9	5.5	1.3	2.7	1.6

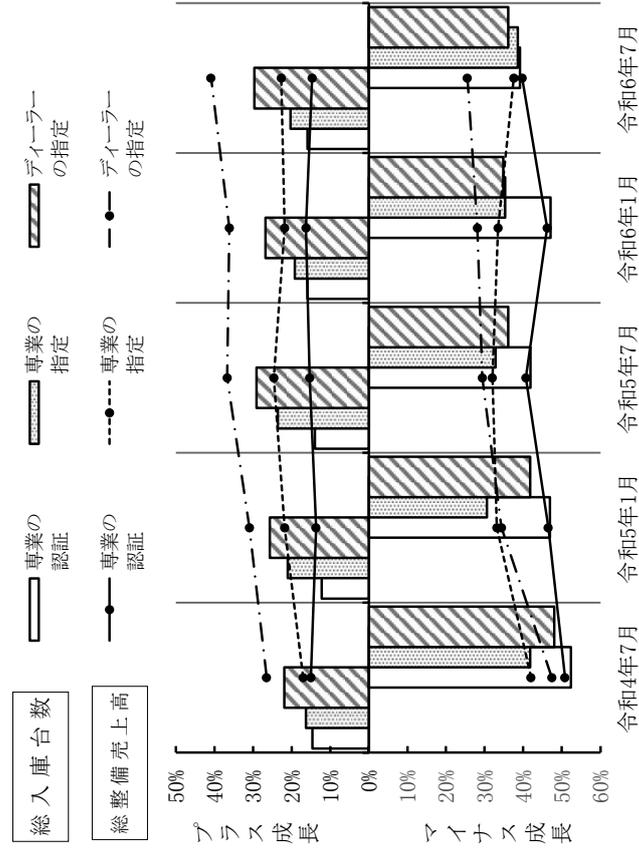
直近6か月間の実績 (前年同期比)

(プラス成長又はマイナス成長と回答した者の割合)



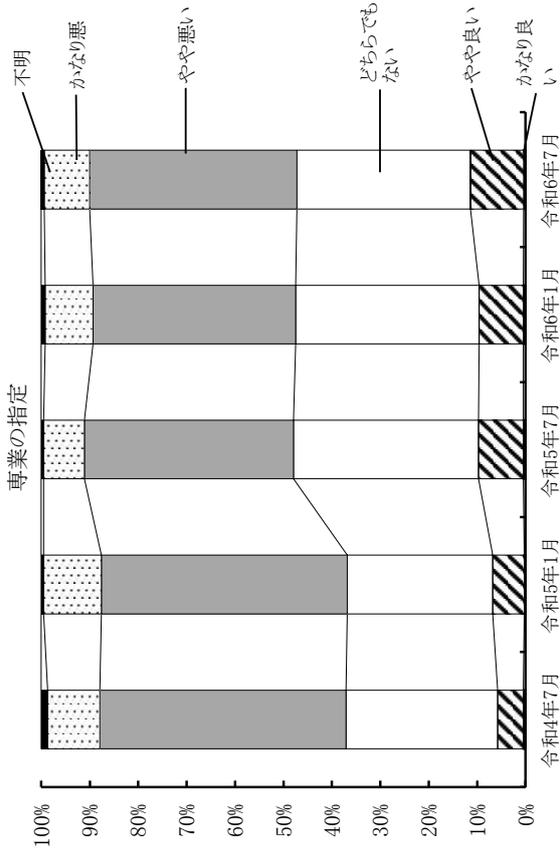
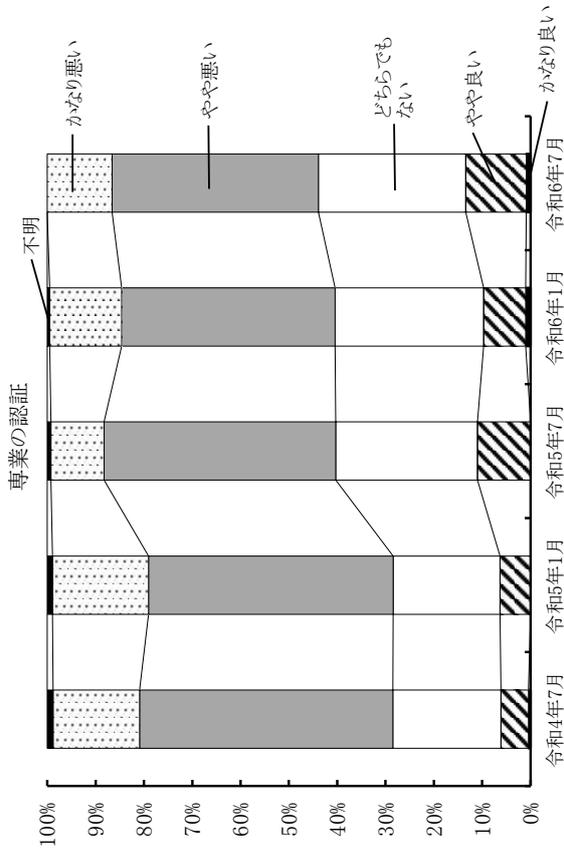
今後6か月間の業績予想 (前年同期比)

(プラス成長又はマイナス成長と回答した者の割合)



業態	調査時期					
	令和4年7月	令和5年1月	令和5年7月	令和6年1月	令和6年7月	
専門 認定の 指 定	プラス成長	19.5%	22.5%	22.9%	23.1%	21.6%
	マイナス成長	49.6%	43.9%	37.7%	40.4%	39.2%
専門 指 定	プラス成長	17.1%	21.4%	22.0%	20.2%	24.1%
	マイナス成長	53.3%	46.1%	39.4%	43.8%	38.8%
専門 指 定の 指 定	プラス成長	23.3%	32.4%	38.0%	35.8%	29.3%
	マイナス成長	41.3%	36.8%	28.8%	27.5%	37.3%
プロ フェ ッ シ ョ ナ ル 指 定	プラス成長	21.3%	30.3%	33.5%	32.7%	24.5%
	マイナス成長	41.8%	36.8%	32.0%	30.6%	39.2%
プロ フェ ッ シ ョ ナ ル 指 定の 指 定	プラス成長	31.0%	44.4%	52.3%	59.6%	57.0%
	マイナス成長	45.8%	29.6%	22.6%	18.2%	18.5%
プロ フェ ッ シ ョ ナ ル 指 定の 指 定	プラス成長	21.9%	29.6%	34.9%	37.4%	37.3%
	マイナス成長	53.6%	45.7%	37.3%	34.4%	34.2%

整備業界全体の現在の景況感



業態	調査時期					
	令和4年7月	令和5年1月	令和5年7月	令和6年1月	令和6年7月	
専 業 認 証 の	かなり良い	0.4%	0.0%	0.0%	1.0%	0.9%
	やや良い	5.7%	6.3%	11.0%	8.7%	12.5%
	どちらでもない	22.4%	22.1%	29.3%	30.7%	30.5%
	やや悪い	52.4%	50.6%	47.9%	44.2%	42.7%
	かなり悪い	17.9%	19.9%	11.0%	14.9%	13.4%
	不明	1.2%	1.1%	0.8%	0.5%	0.0%
専 業 指 定 の	かなり良い	0.5%	0.3%	0.5%	0.5%	0.4%
	やや良い	5.3%	6.5%	9.2%	9.1%	11.0%
	どちらでもない	31.3%	30.0%	38.2%	37.9%	35.8%
	やや悪い	50.8%	50.8%	43.2%	41.8%	42.8%
	かなり悪い	10.8%	11.9%	8.4%	9.9%	9.4%
	不明	1.3%	0.5%	0.8%	0.6%	0.0%
デ イ ラ ー 指 定 の	かなり良い	0.3%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%
	やや良い	8.2%	9.6%	11.9%	13.6%	15.2%
	どちらでもない	30.0%	35.5%	46.2%	45.0%	44.2%
	やや悪い	44.8%	44.4%	35.8%	34.4%	34.2%
	かなり悪い	16.7%	9.3%	5.2%	6.3%	6.4%
	不明	0.0%	0.6%	0.3%	0.7%	0.0%

DIの推移

1. 直近6か月間の実績

		R1.7	R2.1	R2.7	R3.1	R3.7	R4.1	R4.7	R5.1	R5.7	R6.1	R6.7	今回-前回
		47回	48回	49回	50回	51回	52回	53回	54回	55回	56回	57回	
専業の 認証	プラス	17.3%	14.0%	9.3%	11.8%	25.6%	19.9%	19.5%	22.5%	22.9%	23.1%	21.6%	
	マイナス	44.0%	48.1%	67.3%	66.9%	46.4%	51.6%	49.6%	43.9%	37.7%	40.4%	39.2%	
	DI	-26.7	-34.1	-58.0	-55.1	-20.8	-31.7	-30.1	-21.4	-14.8	-17.3	-17.6	-0.3
専業の 指定	プラス	29.1%	24.1%	11.1%	18.0%	31.3%	28.8%	23.3%	32.4%	38.0%	35.8%	29.3%	
	マイナス	32.2%	39.6%	65.7%	54.4%	35.0%	36.4%	41.3%	36.8%	28.8%	27.5%	37.3%	
	DI	-3.1	-15.5	-54.6	-36.4	-3.7	-7.6	-18.0	-4.4	+9.2	+8.3	-8.0	-16.3
ディー ラー	プラス	44.5%	36.5%	10.3%	26.9%	50.8%	36.2%	31.0%	44.4%	52.3%	59.6%	57.0%	
	マイナス	32.3%	44.4%	75.9%	53.4%	23.0%	42.3%	45.8%	29.6%	22.6%	18.2%	18.5%	
	DI	+12.2	-7.9	-65.6	-26.5	+27.8	-6.1	-14.8	+14.8	+29.7	+41.4	+38.5	-2.9
合計	プラス	31.2%	25.3%	10.4%	19.4%	36.2%	28.9%	24.8%	33.5%	39.1%	40.9%	36.2%	
	マイナス	35.2%	43.4%	69.4%	57.3%	34.0%	42.4%	44.9%	36.5%	28.9%	27.4%	31.9%	
	DI	-4.0	-18.1	-59.0	-37.9	+2.2	-13.5	-20.1	-3.0	+10.2	+13.5	+4.3	-9.2
専業の 認証	プラス	14.5%	14.7%	8.6%	11.8%	22.4%	19.1%	17.1%	21.4%	22.0%	20.2%	24.1%	
	マイナス	45.6%	50.0%	67.3%	65.7%	47.6%	53.7%	53.3%	46.1%	39.4%	43.8%	38.8%	
	DI	-31.1	-35.3	-58.7	-53.9	-25.2	-34.6	-36.2	-24.7	-17.4	-23.6	-14.7	+8.9
専業の 指定	プラス	28.9%	23.9%	10.1%	16.1%	29.9%	29.1%	21.3%	30.3%	33.5%	32.7%	24.5%	
	マイナス	31.9%	40.3%	64.2%	54.2%	33.0%	36.4%	41.8%	36.8%	32.0%	30.6%	39.2%	
	DI	-3.0	-16.4	-54.1	-38.1	-3.1	-7.3	-20.5	-6.5	+1.5	+2.1	-14.7	-16.8
ディー ラー	プラス	35.4%	30.6%	8.2%	19.1%	42.6%	29.3%	21.9%	29.6%	34.9%	37.4%	37.3%	
	マイナス	42.9%	51.0%	75.2%	58.8%	29.7%	48.9%	53.6%	45.7%	37.3%	34.4%	34.2%	
	DI	-7.5	-20.4	-67.0	-39.7	+12.9	-19.6	-31.7	-16.1	-2.4	+3.0	+3.1	+0.1
合計	プラス	27.3%	23.5%	9.1%	16.0%	32.1%	26.5%	20.4%	27.6%	31.2%	31.4%	28.4%	
	マイナス	39.1%	46.3%	68.6%	58.7%	35.6%	45.0%	48.5%	42.3%	35.6%	35.0%	37.6%	
	DI	-11.8	-22.8	-59.5	-42.7	-3.5	-18.5	-28.1	-14.7	-4.4	-3.6	-9.2	-5.6

2. 今後6か月間の業績予想

		R1.7	R2.1	R2.7	R3.1	R3.7	R4.1	R4.7	R5.1	R5.7	R6.1	R6.7	今回-前回
		47回	48回	49回	50回	51回	52回	53回	54回	55回	56回	57回	
専業の 認証	プラス	14.1%	7.4%	7.0%	9.0%	14.4%	14.2%	15.0%	13.7%	15.3%	16.3%	14.7%	
	マイナス	51.2%	50.0%	67.3%	62.4%	48.4%	50.0%	50.8%	46.5%	40.7%	46.2%	39.7%	
	DI	-37.1	-42.6	-60.3	-53.4	-34.0	-35.8	-35.8	-32.8	-25.4	-29.9	-25.0	+4.9
専業の 指定	プラス	16.5%	13.4%	6.4%	10.9%	18.9%	18.3%	17.0%	21.8%	24.6%	21.8%	22.7%	
	マイナス	39.0%	42.5%	67.4%	53.6%	40.3%	33.2%	42.0%	33.2%	32.0%	33.5%	37.6%	
	DI	-22.5	-29.1	-61.0	-42.7	-21.4	-14.9	-25.0	-11.4	-7.4	-11.7	-14.9	-3.2
ディー ラー	プラス	26.0%	14.8%	11.9%	25.3%	33.4%	22.8%	26.5%	30.9%	36.7%	36.1%	40.9%	
	マイナス	43.6%	54.3%	67.7%	48.4%	29.3%	40.4%	47.4%	34.4%	29.4%	28.1%	25.5%	
	DI	-17.6	-39.5	-55.8	-23.1	+4.1	-17.6	-20.9	-3.5	+7.3	+8.0	+15.4	+7.4
合計	プラス	19.0%	12.2%	8.4%	15.3%	22.5%	18.7%	19.5%	22.4%	26.4%	25.4%	26.6%	
	マイナス	43.7%	48.2%	67.5%	54.2%	38.8%	40.0%	46.0%	37.3%	33.2%	34.6%	34.3%	
	DI	-24.7	-36.0	-59.1	-38.9	-16.3	-21.3	-26.5	-14.9	-6.8	-9.2	-7.7	+1.5
専業の 認証	プラス	13.3%	8.5%	7.0%	6.9%	13.6%	13.8%	14.6%	12.2%	14.0%	15.9%	15.9%	
	マイナス	56.5%	51.2%	67.7%	63.3%	47.6%	50.8%	52.4%	46.9%	41.9%	47.1%	39.2%	
	DI	-43.2	-42.7	-60.7	-56.4	-34.0	-37.0	-37.8	-34.7	-27.9	-31.2	-23.3	+7.9
専業の 指定	プラス	15.7%	13.7%	6.7%	10.4%	18.7%	18.1%	16.3%	21.0%	23.6%	19.2%	20.3%	
	マイナス	40.5%	43.8%	65.2%	53.6%	39.1%	33.8%	41.8%	30.6%	32.8%	35.3%	38.6%	
	DI	-24.8	-30.1	-58.5	-43.2	-20.4	-15.7	-25.5	-9.6	-9.2	-16.1	-18.3	-2.2
ディー ラー	プラス	23.2%	14.5%	11.0%	21.9%	32.8%	21.5%	21.9%	25.7%	29.1%	26.8%	29.7%	
	マイナス	48.6%	57.2%	69.0%	51.6%	35.0%	44.3%	48.0%	41.8%	36.1%	34.8%	36.1%	
	DI	-25.4	-42.7	-58.0	-29.7	-2.2	-22.8	-26.1	-16.1	-7.0	-8.0	-6.4	+1.6
合計	プラス	17.6%	12.6%	8.2%	13.4%	22.0%	18.1%	17.6%	20.0%	23.1%	21.0%	22.3%	
	マイナス	47.3%	50.0%	67.1%	55.4%	39.9%	41.7%	46.5%	38.7%	36.1%	37.9%	38.0%	
	DI	-29.7	-37.4	-58.9	-42.0	-17.9	-23.6	-28.9	-18.7	-13.0	-16.9	-15.7	+1.2

3. 整備業界全体の現在の景況感

	R1.7	R2.1	R2.7	R3.1	R3.7	R4.1	R4.7	R5.1	R5.7	R6.1	R6.7	今回-前回
	47回	48回	49回	50回	51回	52回	53回	54回	55回	56回	57回	
専業の 認証	かなり良い	0.4%	0.4%	0.4%	0.8%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	1.0%	0.9%	
	やや良い	4.8%	5.4%	3.5%	3.3%	7.2%	5.7%	6.3%	11.0%	8.7%	12.5%	
	やや悪い	50.4%	48.4%	55.3%	49.4%	48.4%	52.4%	52.4%	47.9%	44.2%	42.7%	
	かなり悪い	17.7%	19.4%	26.8%	24.9%	14.8%	14.6%	17.9%	19.9%	11.0%	14.9%	13.4%
	DI	-63.3	-62.0	-78.2	-70.6	-55.2	-59.3	-64.2	-64.2	-47.9	-49.4	-42.7
専業の 指定	かなり良い	0.3%	0.5%	0.2%	0.0%	0.7%	0.5%	0.3%	0.5%	0.5%	0.4%	
	やや良い	5.6%	4.7%	2.2%	5.2%	7.3%	6.8%	5.3%	9.2%	9.1%	11.0%	
	やや悪い	47.1%	51.7%	55.3%	53.6%	44.9%	47.1%	50.8%	50.8%	43.2%	42.8%	
	かなり悪い	12.4%	11.9%	22.2%	17.7%	10.0%	9.2%	10.8%	11.9%	8.4%	9.9%	9.4%
	DI	-53.6	-58.4	-75.1	-66.1	-46.9	-49.2	-55.8	-55.9	-41.9	-42.1	-40.8
ディーラー	かなり良い	0.9%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.3%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	
	やや良い	9.4%	5.9%	1.6%	7.2%	14.8%	9.8%	8.2%	11.9%	13.6%	15.2%	
	やや悪い	41.1%	53.0%	54.5%	51.6%	38.2%	44.3%	44.8%	44.4%	35.8%	34.4%	34.2%
	かなり悪い	7.8%	13.5%	26.3%	11.9%	5.0%	12.4%	16.7%	9.3%	5.2%	6.3%	6.4%
	DI	-38.6	-60.6	-78.9	-56.0	-28.4	-46.6	-53.0	-43.5	-28.5	-27.1	-25.4
合計	かなり良い	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	
	やや良い	6.7%	5.3%	2.3%	5.4%	9.7%	8.0%	6.3%	7.4%	10.5%	12.6%	
	やや悪い	45.9%	51.2%	55.0%	51.8%	43.6%	47.6%	49.3%	48.7%	41.8%	39.9%	40.1%
	かなり悪い	12.3%	14.4%	24.8%	17.6%	9.6%	11.7%	14.5%	13.3%	8.0%	9.8%	9.3%
DI	-51.1	-60.0	-77.2	-63.8	-43.0	-51.1	-57.1	-54.3	-38.8	-38.8	-36.4	+2.4
やや悪い+かなり悪い	58.2%	65.6%	79.8%	69.4%	53.2%	59.3%	63.8%	62.0%	49.8%	49.7%	49.4%	

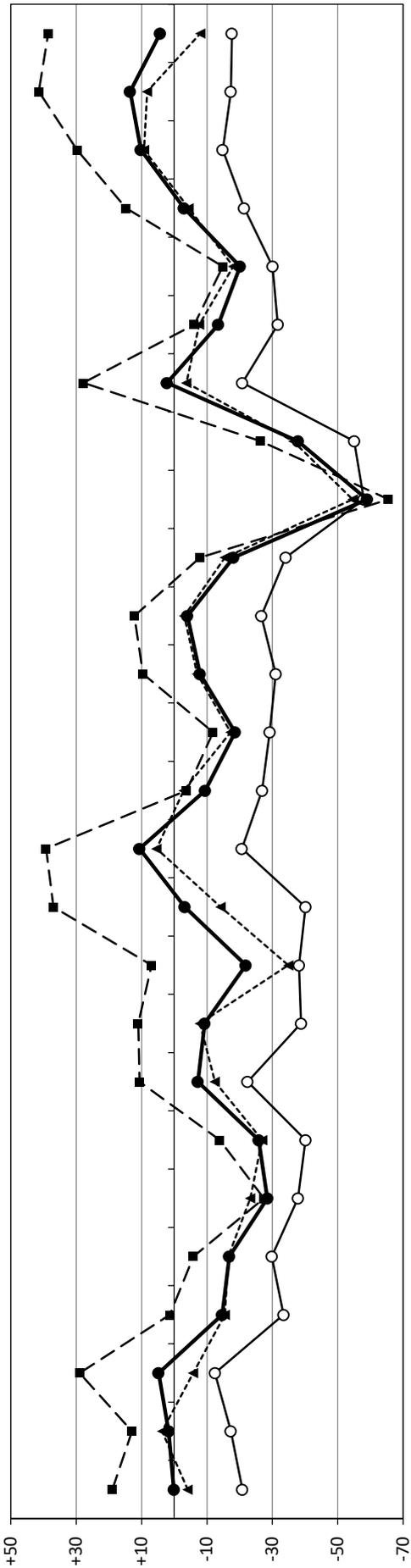
4. 整備士(労働力)の過不足感

	R3.7	R4.1	R4.7	R5.1	R5.7	R6.1	R6.7	今回-前回
専業の 認証	過剰	0.4%	1.2%	1.2%	0.7%	0.5%	0.0%	0.0%
	やや過剰	2.0%	2.4%	2.4%	1.8%	2.4%	0.9%	0.9%
	やや不足	24.4%	23.2%	24.4%	24.7%	29.3%	22.0%	22.0%
	不足	17.2%	17.5%	18.3%	20.7%	20.2%	20.7%	20.7%
	DI	-39.2	-37.1	-39.1	-42.9	-39.8	-46.6	-41.8
専業の 指定	過剰	1.0%	0.5%	0.5%	0.5%	0.0%	0.6%	0.6%
	やや過剰	2.2%	1.3%	1.5%	1.8%	1.3%	1.6%	1.6%
	やや不足	35.9%	31.7%	37.3%	38.6%	31.3%	33.5%	35.1%
	不足	24.0%	27.5%	24.3%	26.9%	33.5%	33.5%	30.9%
	DI	-56.7	-57.4	-59.6	-63.2	-62.6	-65.7	-63.8
ディラー	過剰	0.6%	0.7%	0.3%	1.0%	0.0%	0.3%	0.3%
	やや過剰	1.3%	2.0%	2.0%	1.6%	0.3%	2.0%	0.6%
	やや不足	37.9%	30.9%	35.0%	29.6%	36.4%	31.5%	39.1%
	不足	35.3%	47.2%	45.4%	54.3%	49.8%	56.3%	49.7%
	DI	-71.3	-75.4	-78.1	-81.3	-85.3	-85.8	-87.9
合計	過剰	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.3%	0.4%	0.4%
	やや過剰	1.8%	1.8%	1.9%	1.8%	1.2%	1.8%	1.1%
	やや不足	33.6%	29.2%	33.2%	31.8%	31.4%	31.8%	33.5%
	不足	25.9%	31.3%	29.5%	34.0%	34.9%	38.1%	34.5%
	DI	-57.0	-58.0	-60.2	-63.3	-64.8	-68.0	-66.5

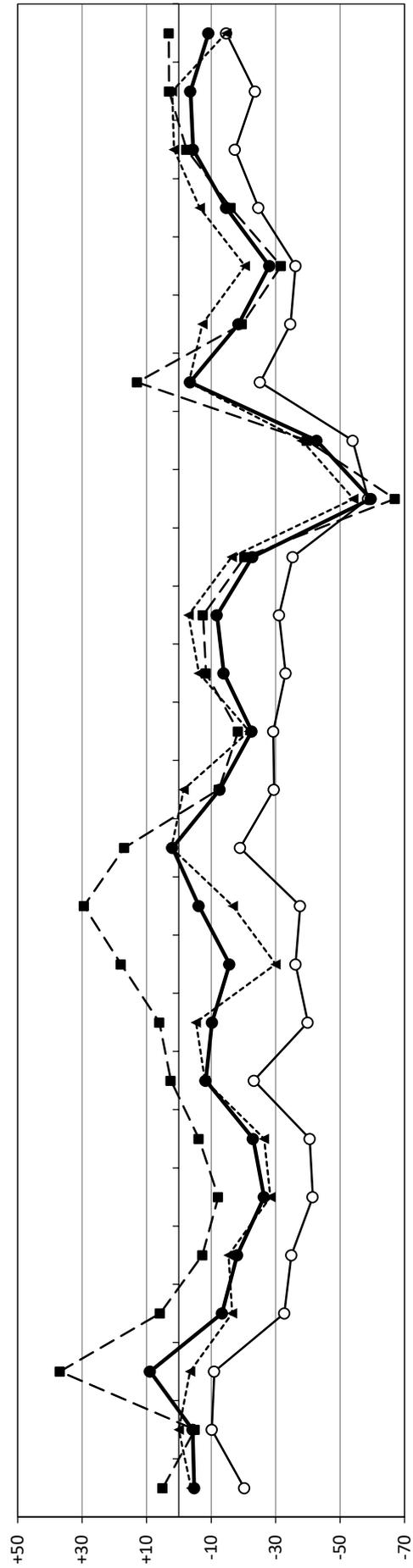
5. 整備士の求人募集の実績(複数回答)

	R3.7	R4.1	R4.7	R5.1	R5.7	R6.1	R6.7	今回-前回
専業の 認証	ハローワークに求人申込	13.6%	11.8%	14.6%	14.0%	13.5%	13.4%	-0.1
	民間求人サービスに掲載	4.0%	4.5%	4.5%	5.9%	3.8%	2.2%	-1.6
	自社webサイトに掲載	2.4%	3.3%	4.5%	2.6%	3.4%	3.4%	+0.5
	何もしていない	79.6%	78.9%	76.8%	78.6%	80.8%	79.3%	-1.5
	その他	3.2%	1.6%	3.3%	2.6%	1.4%	4.3%	+2.9
	無記入	1.6%	4.9%	3.3%	2.6%	0.5%	1.7%	+1.2
	ハローワークに求人申込	44.2%	45.5%	45.0%	45.6%	50.9%	48.8%	-0.6
専業の 指定	民間求人サービスに掲載	12.4%	16.0%	16.8%	18.4%	17.9%	18.1%	+0.2
	自社webサイトに掲載	8.0%	8.1%	8.0%	10.9%	16.1%	15.7%	-0.4
	何もしていない	47.8%	44.2%	46.0%	45.6%	39.7%	42.0%	+2.3
	その他	2.7%	5.8%	4.8%	5.4%	3.4%	4.2%	+0.8
	無記入	1.0%	1.3%	1.0%	1.8%	1.0%	0.8%	-1.0
	ハローワークに求人申込	50.2%	55.0%	56.9%	58.5%	60.2%	61.9%	-1.0
	民間求人サービスに掲載	28.1%	31.3%	37.6%	36.0%	38.2%	42.7%	+4.8
ディーラー	自社webサイトに掲載	41.6%	41.4%	44.4%	46.6%	60.6%	53.6%	-7.0
	何もしていない	17.4%	16.9%	12.4%	13.2%	7.0%	5.2%	-1.8
	その他	6.0%	5.5%	8.5%	9.6%	11.9%	14.5%	+2.6
	無記入	2.2%	1.6%	1.6%	2.9%	5.5%	2.7%	+1.4
	ハローワークに求人申込	38.3%	39.8%	41.0%	40.9%	44.2%	45.0%	-0.5
	民間求人サービスに掲載	15.3%	18.0%	20.3%	20.6%	23.0%	22.9%	-0.1
	自社webサイトに掲載	17.5%	17.8%	18.8%	20.0%	18.0%	24.9%	+3.3
合計	何もしていない	46.1%	44.4%	43.2%	44.4%	39.5%	38.7%	+0.5
	その他	3.9%	4.6%	5.6%	6.0%	7.1%	7.4%	+1.6
	無記入	1.5%	2.4%	1.8%	2.4%	2.7%	1.3%	+0.3

総整備売上高（直近6か月間の実績）

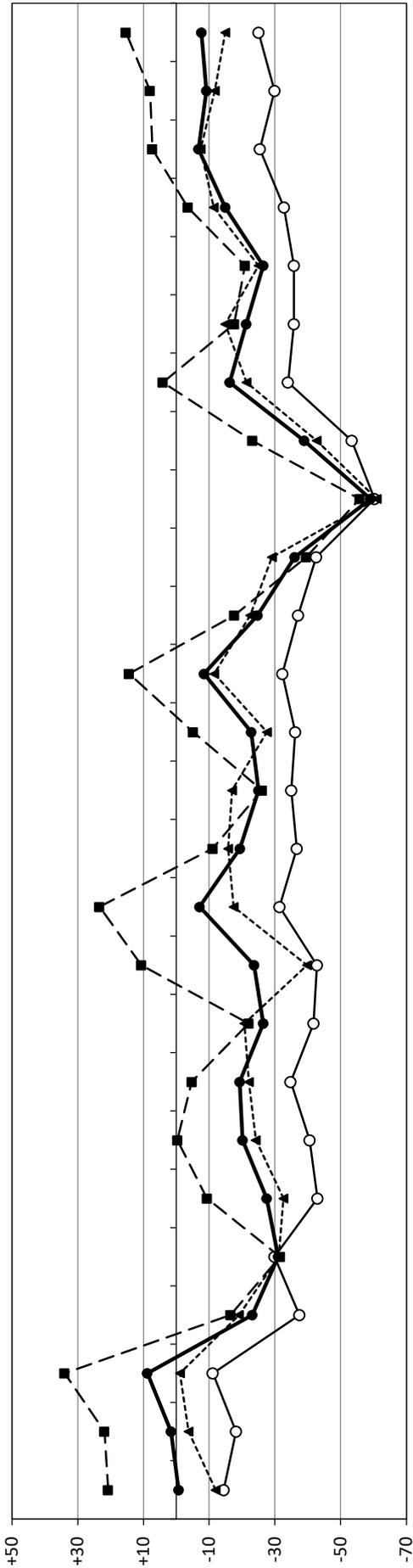


総在庫台数（直近6か月間の実績）



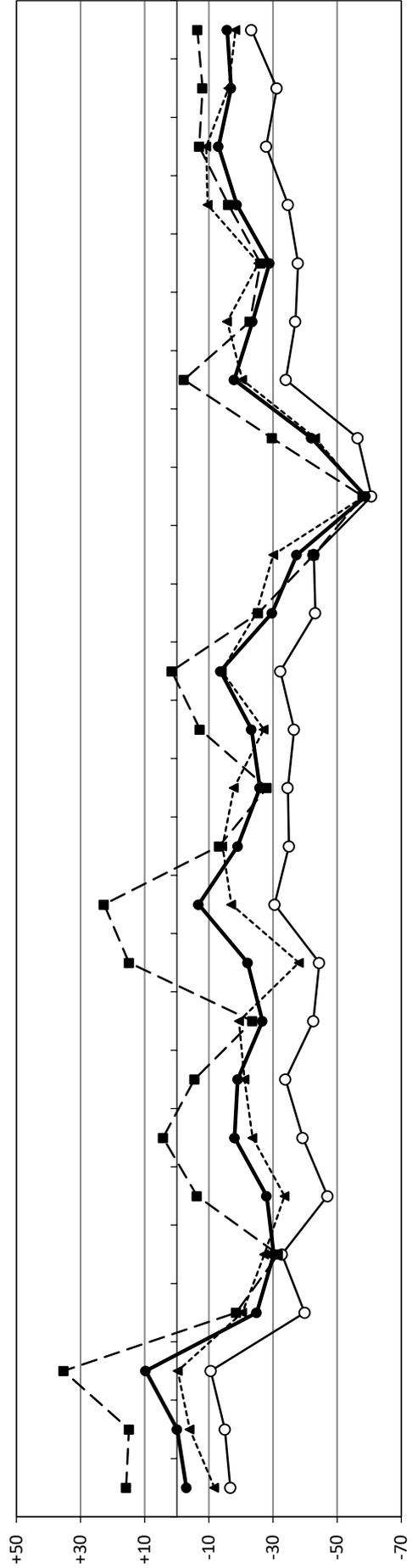
総整備売上高(今後6か月間の予測)

○— 専門の認証 -▲-▲- 専門の指定 -■-■- ディーラー ●— 合計

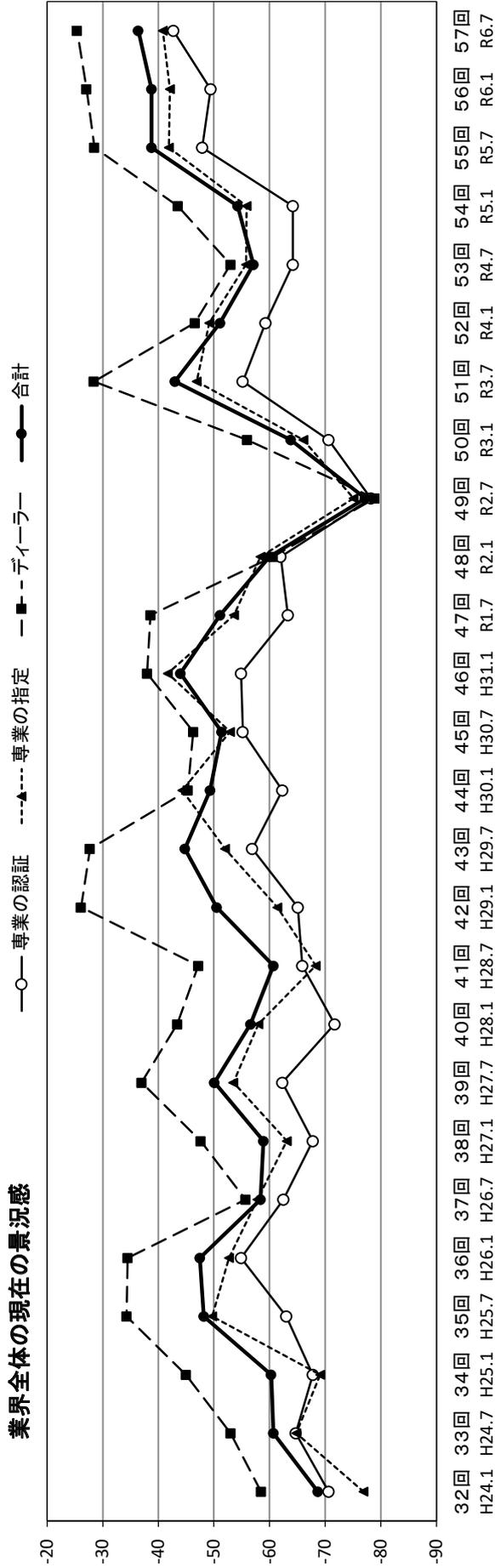


総在庫台数(今後6か月間の予測)

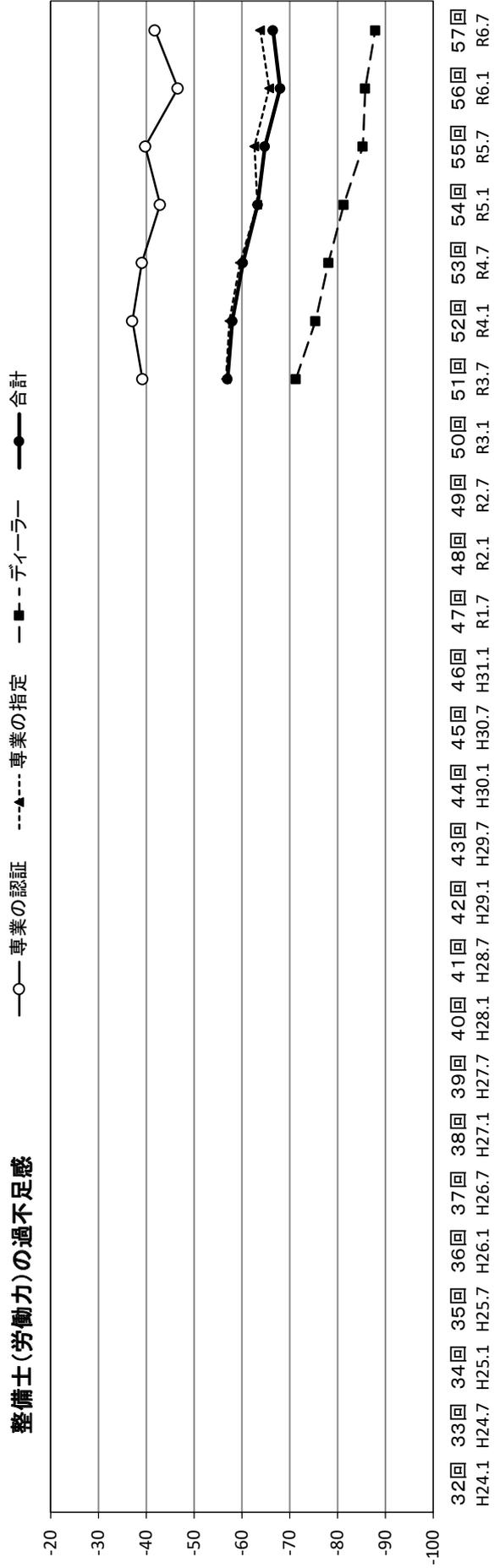
○— 専門の認証 -▲-▲- 専門の指定 -■-■- ディーラー ●— 合計



業界全体の現在の景況感



整備士(労働力)の過不足感



2, 指定工場の皆様へ OBD検査開始に伴い指定整備記録簿の様式が変更になります

指定工場の皆様へ OBD検査開始に伴い指定整備記録簿の様式が変更になります

令和6年10月よりOBD検査の本格運用が開始されるに伴い、各指定整備指定整備記録簿の検査欄に「OBD検査結果」の項目及び点検整備記録簿欄に「高圧ガス（燃料）廻り点検」の項目が追加されますのでお知らせいたします。

7月以降より順次切り替え販売をしてまいりますので、旧様式の購入は計画的にお願い致します。

定期点検記録簿欄の追加項目（体裁変更）は次のとおり

定期点検記録簿欄	事業用自動車等（別表3）	追加項目 高圧ガスを燃料とする燃料装置等 ガスボンベ・ガスボンベ付属品の損傷
	自家用貨物自動車等（別表5）	高圧ガス（燃料）廻り点検 パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷 ガス・ボンベ、ガス・ボンベ付属品の損傷
	自家用乗用車等（別表6）	高圧ガス燃料廻り点検 パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷 ガス・ボンベ、ガス・ボンベ付属品の損傷
検査機器等による検査の欄		追加項目 OBD検査結果 削除項目 定常走行騒音 ※目視等による検査の「騒音防止装置」に含まれることとなりました 指示計の振れ 速度表示灯の誤差
目視等による検査		追加項目 自動運行装置

令和6年10月1日からは新様式の記録簿を使用して下さい

3, 「自動車整備標準作業点数表 (FAINES)」における作業項目及び作業点数の追加掲載のお知らせについて【OBD検査等の対応】



TOP / 振興会 / 「自動車整備標準作業点数表 (FAINES)」における作業項目及び作業点数の追加掲載のお知らせについて【OBD検査等の対応】

「自動車整備標準作業点数表 (FAINES)」における作業項目及び作業点数の追加掲載のお知らせについて【OBD検査等の対応】

🕒 2024年9月12日 ■ 振興会

令和6年10月1日からのOBD検査の本格運用に伴い、FAINESに掲載している自動車整備標準作業点数表の車両(2023年版まで掲載のOBD検査対象車両)で令和6年10月から令和7年3月までの間にOBD検査が開始される車両のOBD検査及びOBD確認の作業項目及び作業点数を追加掲載しましたのでお知らせいたします。

なお、令和7年4月以降にOBD検査が開始される車両につきましては、2024年版の標準作業点数と併せて追加掲載いたします。

また、これまで2年点検及び12か月点検の整備追加点数項目名を「スキャンツールを用いた点検」としていましたが、OBD検査等の追加に伴い、「OBD点検(整備用スキャンツール使用)」に名称変更しましたことを申し添えます。

メーカー	作業番号	作業項目	点数
トヨタ		■■■ 定期点検 ■■■	
車名			
シエンタ	0010	1年点検 基本点検 2WD車	1.4
車両型式		〈整備追加点数〉OBD点検(整備用スキャンツール使用)	0.3
MXPC12G			
エンジン型式	0020	2年点検 基本点検 2WD車	2.1
M15A-FKS		〈整備追加点数〉OBD点検(整備用スキャンツール使用)	0.3
備考			
車いす仕様車		2年点検 保安確認検査	1.5
		〈整備追加点数〉OBD検査(検査用スキャンツール使用)	0.2
	0021	2年点検 OBD確認(検査用スキャンツール使用)	0.2
	0080	シーズン・イン・チェック(安心・快適パック)	0.6
		〈整備追加点数〉日常点検同時実施	0.2
	0081	セーフティー・チェック(安心・快適パック)	0.7
		〈整備追加点数〉日常点検同時実施	0.1
	0082	ロング・ドライブ・チェック(安心・快適パック)	1.1
		〈整備追加点数〉日常点検同時実施	0.1
		■■■ 一般整備 ■■■	
		■ 故障<整備>診断	
	0400	故障診断に伴う問診作業	0.4
	0500	スキャンツールによるダイアグ・コードの読み取り・消去	0.2
		〈整備追加点数〉フリーズ・フレーム・データ出力1回確認	0.1
		〈整備追加点数〉データ・モニタ1回確認	0.1

4,ETCセットアップ店 新規募集のご案内



ETCセットアップ店 新規募集のご案内

ETC セットアップ店になると、車載器販売から取り付け、セットアップまでをワンストップで実施できるようになります！

■ セットアップ店のメリット

- ・セットアップ手数料収入
- ・車載器の販売利益
- ・車載器の取り付け工賃収入



■ セットアップ店の要件

- ・セットアップ業務を自ら行うこと
- ・車載器の販売又は取り付けが行えること
- ・インターネット接続が可能な PC を保有していること
- ・経営内容が健全で、「法人」であること

■ 諸費用

諸費用		金額（税別）	内 訳
初回のみ	保証金（非課税）	27,000 円	保証金（非課税） 10,000 円 *セットアップ店廃止時には返金致します。
	開業時セット		開業時セット 7,000 円
	初期設定費用		初期設定費用 10,000 円
1年ごと	貸与機器使用料	24,000 円	貸与機器使用料 22,000 円
	Web セキュリティ管理費		Web セキュリティ管理費 2,000 円
1月ごと	ETC 識別情報発行基本料金	ETC：300 円、ETC2.0：600 円 *どちらかいずれかの請求となります。未実施の月は請求いたしません。	

■ 識別情報発行料（税別）

セットアップ 1件ごと	ETC 識別情報発行料	550 円
	ETC2.0 識別情報発行料	1,020 円

【お問合せ先】

宮城県自動車整備商工組合 TEL 022-236-3325

5,自動車整備業賠償共済保険のご案内

整備受託車の補償

日整連 **加入資格** 各自動車整備振興会の会員である整備事業者が加入できます。

整備工場の安定的な経営のために 自動車整備業賠償共済保険 の加入をおすすめします。



ポイント 1 充実のPL保険付き!! **基本契約** PL保険

整備ミスによる納車後の事故は、対人・対物はもちろん、お車自体の損壊も補償! 再整備の場合も安心!

ポイント 2 運搬中の補償も充実!! **オプション契約** 車両賠償保険

運搬中のお車の損壊は、レッカー出動のみの時でも大丈夫!

運搬(レッカー)受託車賠償責任特約付

ポイント 3 自然災害にも対応!! **オプション契約** 火災保険水災保険特約

台風、洪水、雪災、ひょう災などの自然災害から大切なお車を守ります。

基本契約

受託自動車保険(整備受託自動車保険特約)

車検で預かった車を納車に行く途中で、通行人をはねてしまい、死傷させた。



PL保険(生産物賠償責任保険)

ブレーキの整備不良により納車後に事故が発生し、建物を損壊させた。



施設賠償責任保険

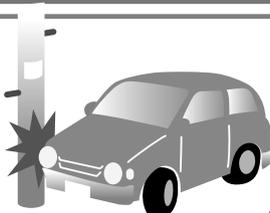
工場の看板が外れて、通行人を直撃し、ケガをさせた。



オプション契約

車両賠償保険 (自動車管理者賠償責任保険)

納車時、電柱に接触してお客様の車を破損させた。



火災保険水災保険特約

工場で保管中、洪水によりお客様の車が水没した。



自動車整備業を取り巻くリスク

保険始期は毎月1日です。補償内容は、「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご加入のしおり」をご覧ください。

お問い合わせは下記取扱窓口まで

<取扱代理店>一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済) TEL 03(3264)1511

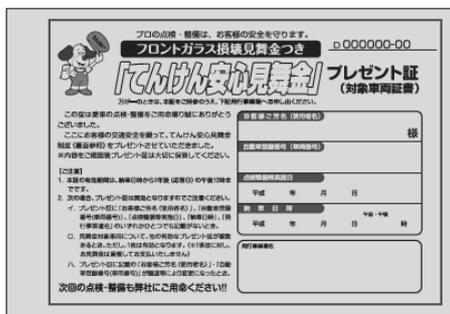
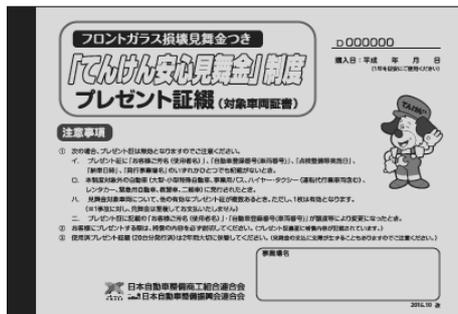
B-18-0328-20190930

【お問い合わせ先】 宮城県自動車整備商工組合 TEL022(236)3325

6、「てんけん安心見舞金」制度のご案内

フロントガラス損壊見舞金付き

てんけん安心見舞金制度のご案内



車検入庫等の御礼に!!

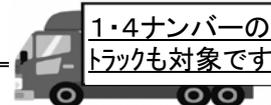


発行はかんたん! お客様名・登録番号・作業実施日・納車日を記入するだけ!

てんけん安心見舞金 1冊 20台分 3,000円 1台あたり150円

車両が交通事故に遭い搭乗者が死傷した場合や、飛び石でフロントガラスを損傷し、ガラス交換した場合に見舞金をお支払いいたします。

車検・整備などで入庫したお客様へプレゼントする、販売促進のツールとして、ご利用をおすすめいたします!



見舞金 支払い事由	見舞金額	対象者および対象自動車
★フロントガラス損壊 (交換)	15,000円	プレゼント証が発行された自動車
死亡・重度後遺障害	100,000円	運転者および同乗者
入院 10日以上～	50,000～100,000円	
通院 14日以上	30,000円	



令和4年度の見舞金支払い 898件の内、827件 (92%) がフロントガラス損壊見舞金でした。

保険等級が下がるため、保険を使わずにガラス交換をされるお客様に、大変喜ばれます!!

1台あたり150円のコストで『1年間補償』いたします!

※二輪車、事業用バス、タクシー、レンタカー、教習車、緊急自動車、大型・小型特殊自動車等にはご利用頂けません。

てんけん安心見舞金プレゼント証は、
商工組合 及び 大崎・登米・気仙沼支部で販売しております。

お問い合わせは 宮城県自動車整備商工組合 保険課 TEL022-236-3325

2024.4



welcome to
oasis